

令和5年度 国の施策に対する

重点提案・要望

令和4年5月

千葉県

提案・要望

千葉県政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国は、新型コロナウイルス感染症や自然災害の激甚化・頻発化、人口減少に伴う地域経済の縮小など、様々な課題に直面しています。

さらに、今後は、脱炭素社会の実現に向けた技術革新やデジタル技術の更なる進展等により、社会、経済、環境など、多様な分野で急速にイノベーションが進んでいくことが見込まれています。

本県は、京葉臨海コンビナートに代表される多様な産業の集積や、全国屈指の産出額を誇る農林水産業など、バランスの取れた産業構造が形成されています。こうした中、成田国際空港の更なる機能強化が図られるとともに、圏央道の県内区間の全面開通が予定されるなど、県内外を結ぶ広域的な道路ネットワークの整備進展によって、県の活力を一層向上させる好機を迎えており、引き続き日本の成長発展に貢献することができると確信しています。

現在、県では、本年3月に策定した「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」のもと、喫緊の課題や今後の社会環境の変化等に的確に対応し、県民の命と暮らしを守るとともに、全ての県民が生きる価値、働く価値を感じられる「千葉の未来」の創造を目指し、各種の取組を進めているところです。

このような観点から、来年度に向け、本県の県政運営上、国との連携が特に重要な事項に関する提案・要望を取りまとめました。

国の施策立案に当たり、本提案・要望の趣旨を実効性のある形で反映していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和4年5月

千葉県知事

熊谷 俊人

目次

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

- (1) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症等
健康危機への対応力強化 1
 - ① 医療機関等の経営安定化
 - ② 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立 6
 - ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化
 - ② 電力需給ひっ迫への対応に対する支援
 - ③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大
 - ④ 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援
 - ⑤ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援
 - ⑥ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充
 - ⑦ 被災した中小企業等の事業再建に向けた支援の充実
 - ⑧ 地震・津波対策に係る防災環境の整備
 - ⑨ 市町村の消防広域化の推進期限の再延長及び財政支援の拡充
 - ⑩ 地域防災力の中核となる消防団への支援の充実

2 防災基盤の整備

- (1) 災害に強い社会資本の整備 22
 - ① 道路ネットワークの機能強化
 - ② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進
 - ③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進
 - ④ 既存ダムの洪水調節機能強化の推進
 - ⑤ 水門操作に係る安全性の確保の推進
 - ⑥ 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減
 - ⑦ 盛土等に伴う災害対策の推進
 - ⑧ 水管橋の耐震化に関する支援の拡充
 - ⑨ 医療機関の耐震化の促進
 - ⑩ 私立学校施設の耐震化の促進

3 暮らしの安全・安心の確保

- (1) 治安基盤の強化 39
- (2) 交通安全県ちばの確立 41
 - ① 交通安全施設の整備の推進
 - ② スクールバスの運行に対する支援の強化
 - ③ 通学路における児童・生徒の安全確保に向けた取組への支援
- (3) 地方消費者行政充実のための国の支援 44

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保	46
① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置	
② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理	
③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応	
④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施	

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充	53
(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実	55
(3) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進	59
(4) 成田国際空港の更なる機能強化	61
① 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等	
② 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連事業者への支援と旅客回復に向けた取組	
(5) 観光立県の推進	69
① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の回復に対する支援	
② 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進	
(6) 外国人材の適正・円滑な受入れ	73

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援	75
① 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充	
② 農業経営基盤強化促進法等の一部改正による制度変更に対応した支援	
③ 新規就農者の育成に向けた支援	
④ 新規漁業就業者の確保に向けた給付金制度の拡充	
⑤ スマート農林水産業の普及促進に向けた支援	
⑥ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化	
⑦ 有害鳥獣等の対策強化	
(2) 水産資源の適切な管理	87
① 改正漁業法に基づく新たな資源管理体制の構築等に向けた支援の充実	
② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保	
③ 地球温暖化に起因する「磯焼け」対策の充実	
(3) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援	92
(4) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮	93
(5) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化	94
(6) 農林水産物の消費拡大に向けた支援	96
(7) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援	97

3 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進	98
(2) 北千葉道路の早期整備	100
(3) 新たな湾岸道路の計画の早期具体化	101
(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化	102
(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実	103
・ 東京外かく環状道路の建設推進	
・ 富津館山道路の4車線化	
・ 京葉道路の渋滞対策の推進	
・ 東京湾岸道路の整備推進	
・ 国道51号等の直轄国道の整備推進	
・ 幹線道路網の整備促進	
・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等	
(6) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続	108
(7) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の 実現及びJR京葉線の輸送力増強	109
(8) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実	111
(9) ホームドアの整備による転落防止対策の促進	113
(10) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援	115
(11) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	116
(12) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進	118
(13) 社会資本の適正な維持管理	120
① 地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理	
② 連続立体交差事業の推進	
③ 河川管理施設の維持管理・更新の推進	
④ 利根川及び江戸川の治水対策の推進	
⑤ 社会資本の整備や老朽化対策等の推進	
⑥ 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充	
(14) 九十九里浜における侵食対策の推進	131
(15) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充	133

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進	135
(2) 医療体制の充実	138
(3) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立	140

2 高齢者福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着対策の推進	142
---------------------	-----

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保	145
(2) 子どもの医療費助成制度の創設	148
(3) 児童虐待防止体制の充実	149
(4) 子どもの貧困対策の推進	151

2 教育施策の充実

(1) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化	153
(2) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援	157
(3) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化	159
(4) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援	160
(5) 義務教育における学校給食費への支援	161
(6) 技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境整備に対する支援	162
(7) 私立学校の運営等に対する支援策の充実	163

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 共生社会の実現

(1) 多文化共生社会の実現	166
(2) 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援	168

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	169
(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用	171
(3) P C B廃棄物の適正処理の推進	174
(4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進	178

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

(1) 自治体D Xの推進	181
(2) 旅券オンライン申請導入に向けた支援	183
(3) 治安基盤の強化	185
(4) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する 支援等の拡充	185
(5) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実	185
(6) スマート農林水産業の普及促進に向けた支援	185

(7) 有害鳥獣等の対策強化	185
(8) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援	186

2 カarbonニュートラルに向けた取組の推進

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	187
(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用	187
(3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する 支援等の拡充	188
(4) 地球温暖化に起因する「磯焼け」対策の充実	188
(5) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等	188

3 行財政基盤の強化

(1) 地方分権の推進	189
-------------	-----

<参考> 新型コロナウイルス感染症関連要望 192

(1) 医療機関等の経営安定化	
(2) 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保	
(3) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実	
(4) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進	
(5) 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連 事業者への支援と旅客回復に向けた取組	
(6) 観光立県の実現に向けた国内観光需要の回復に向けた支援	
(7) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C Eの推進	
(8) 農林水産物の消費拡大に向けた支援	
(9) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援	
(10) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共交通事業者への支援	
(11) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立	
(12) 学校における働き方改革のための教職員等の体制強化	
(13) 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策への支援	
(14) 地方分権の推進	

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症等健康危機への対応力強化

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】① 医療機関等の経営安定化

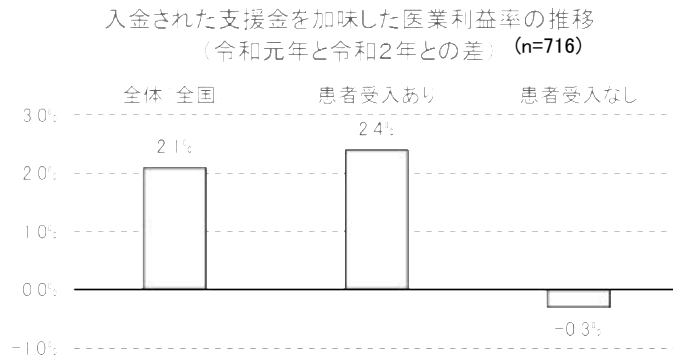
【具体的な提案・要望内容】

新型コロナウイルス感染症等新興感染症の流行状況により、医療機関等の経営は、大きな影響を受けることから、今後も地域医療提供体制を確保するため、国として医療機関等の経営状況を適切に把握し、感染状況に応じた経営安定化のための支援を、柔軟かつ機動的に実施すること。

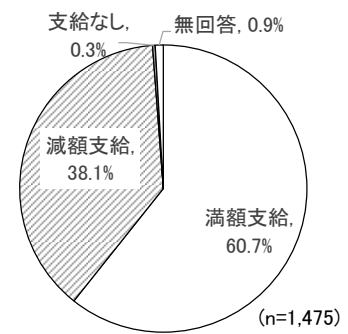
【直面している課題・背景】

- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関等の経営に大きな影響が生じた。
- 国や各都道府県では、新型コロナウイルス感染症に対する必要な医療提供体制を確保するため、患者受入医療機関に対する支援を中心に、様々な支援策を講じ、一定の成果を上げてきた。
- 地域医療提供体制は、様々な医療機関等が連携し、役割分担をして支えられている。新型コロナウイルス等新興感染症の感染状況に応じ、必要となる医療提供体制が大きく変動する中で、適切な医療提供体制を確保するためには、経営状況を踏まえた、柔軟かつ機動的な国の支援が必要である。

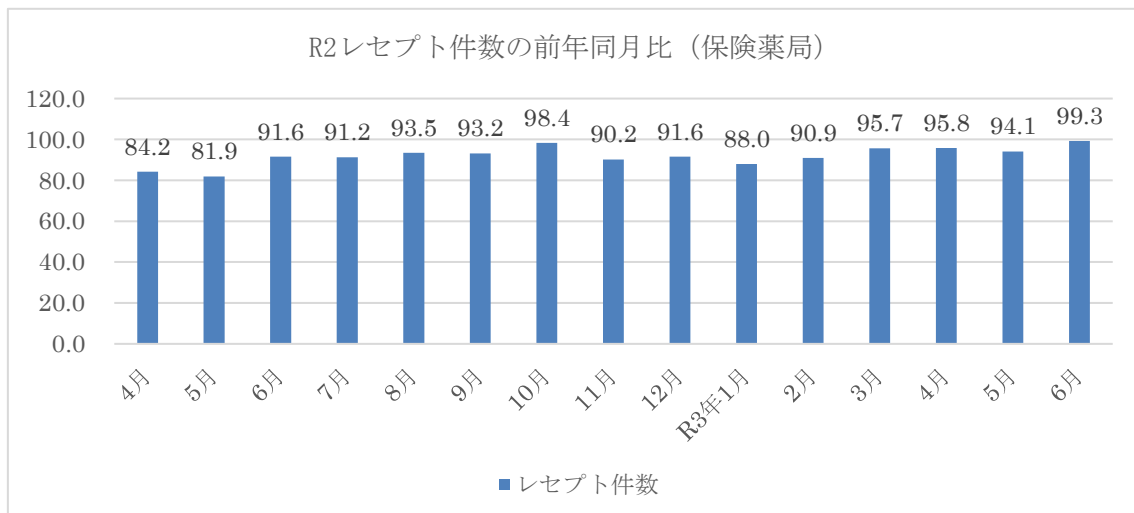
【参考】病院等の経営状況等（全国）



冬季賞与支給状況（令和2年度）



出典 「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査
（2020年度第3・4四半期）」
（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会）



出典 第145回社会保障審議会医療保険部会（令和3年9月22日）

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症等健康危機への対応力強化

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

② 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と、一般医療や救急医療などの地域医療との両立を図ることのできる医療提供体制を確保するため、補助金による財政支援など、総合的な取組を推進すること。
- 2 また、高齢者人口がピークを迎える2042年を見据えるとともに、新興感染症等にも対応できる医療提供体制を検討するため、2025年以降の地域医療構想の考え方を示すこと。
- 3 なお、地域医療構想の実現に向けた進捗状況の検証を行うことができる制度の構築も、併せて行うこと。

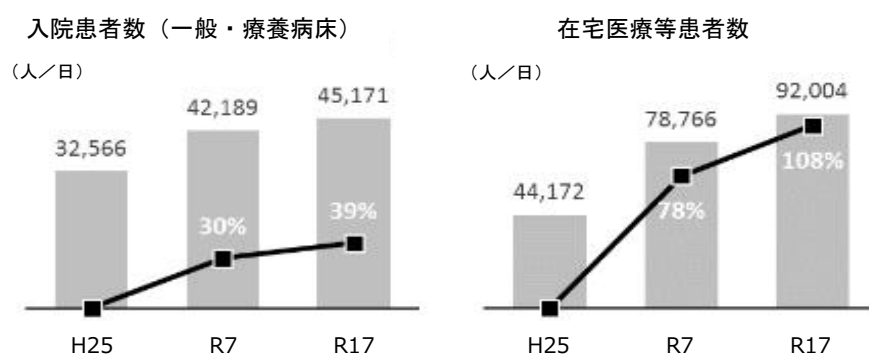
【直面している課題・背景】

- 医療法の改正により、第8次医療計画（令和6年度～）において、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を記載事項として追加することとなっている。
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する医療計画の記載項目のイメージとしては、主に以下の項目が挙げられている。
 - ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
 - ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
 - ・ 医療機関における感染防護具等の備蓄
 - ・ 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有
 - ・ 受入候補医療機関
 - ・ 場所・人材等の確保に向けた考え方
 - ・ 個々の医療機関における取組の基本的考え方
 - ・ 医療機関の間での連携・役割分担

- 将来にわたって対応可能であるとともに、感染拡大時において、速やかに、一定の病床の提供、人材の確保ができるような医療提供体制とするには、医療機関の自主的な役割分担と連携への取組だけでなく、国による新たな制度の創設が必要である。
- これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえると、一般医療や救急医療などの地域の医療提供体制を維持しながら、患者の入院病床を確保するためには、高度医療機器等の整備や専門知識を有する医師の配置、その他多数の医療従事者の確保が必要であり、例えば、重症者への対応が期待できる救命救急センターや災害拠点病院等において、感染拡大時に速やかに一定程度の専用の病床を稼働できる体制を日ごろから構築しておくことを条件に、補助金などにより財政支援を行うことが考えられる。
- 本県の地域医療構想においては、2013年度から2025年にかけて、千葉県入院患者数は約1.3倍、在宅医療等需要は約1.8倍に急増することが見込まれている。また、その後の推計でも増加が続くことが見込まれており、2035年をピークとし、入院患者数は約1.4倍、在宅医療需要は約2.1倍となり、2040年においてもほぼ同水準となっている。
- 現在の地域医療構想は2025年に向けて目指すべき医療提供体制について定めており、高齢者人口がピークを迎える2042年を見据えた医療機関の役割分担と連携に向けた取組を進めるため、必要病床数や在宅医療等の必要量等の考え方も含め、国において取組の方向性を示す必要がある。
- また、地域医療構想については、2025年の必要病床数は、国から提供された2013年度のNDB（National Database）※等の各種データ（医療需要や患者流出入）に基づき推計がされているが、その後の変化を把握するための同様のデータ提供はなく、毎年公開される病床機能報告制度だけでは進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。

※ 医療機関から保険者に発行しているレセプト（診療報酬明細書）と特定検診及び保健指導の結果から構成されたデータベース

【参考1：医療需要の将来推計（千葉県）】



出典：千葉県保健医療計画

【参考２：令和７年における必要病床数と令和２年度病床機能報告の結果との比較（千葉県）】

病床機能	必要病床数(R7)	病床機能報告(R2)	差
高度急性期	5,650 床	6,619 床	969 床
急性期	17,851	23,614	5,763
回復期	15,260	6,295	▲8,965
慢性期	11,243	10,674	▲569
計（休棟等含む）	50,004	48,262	▲1,742

【参考３：平成２５年と令和７年における機能別医療需要の比較（千葉県）】

病床機能	平成２５年	令和７年	増減
高度急性期	3,636 人/日	4,364 人/日	728 人/日
急性期	10,598	14,014	3,416
回復期	9,758	13,790	4,032
慢性期	8,564	10,018	1,454
入院需要 計	32,556	42,186	9,630
在宅医療等の需要	44,172	78,766	34,594
【再掲】訪問診療	26,366	49,853	23,487

※ 平成２５年は医療機関所在地ベース、令和７年は患者住所地ベースの集計

※ 令和７年の訪問診療の需要は、病床再編に伴う新たな需要２，３７２人/日を含む

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 内閣府、国土交通省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化

【具体的な提案・要望内容】

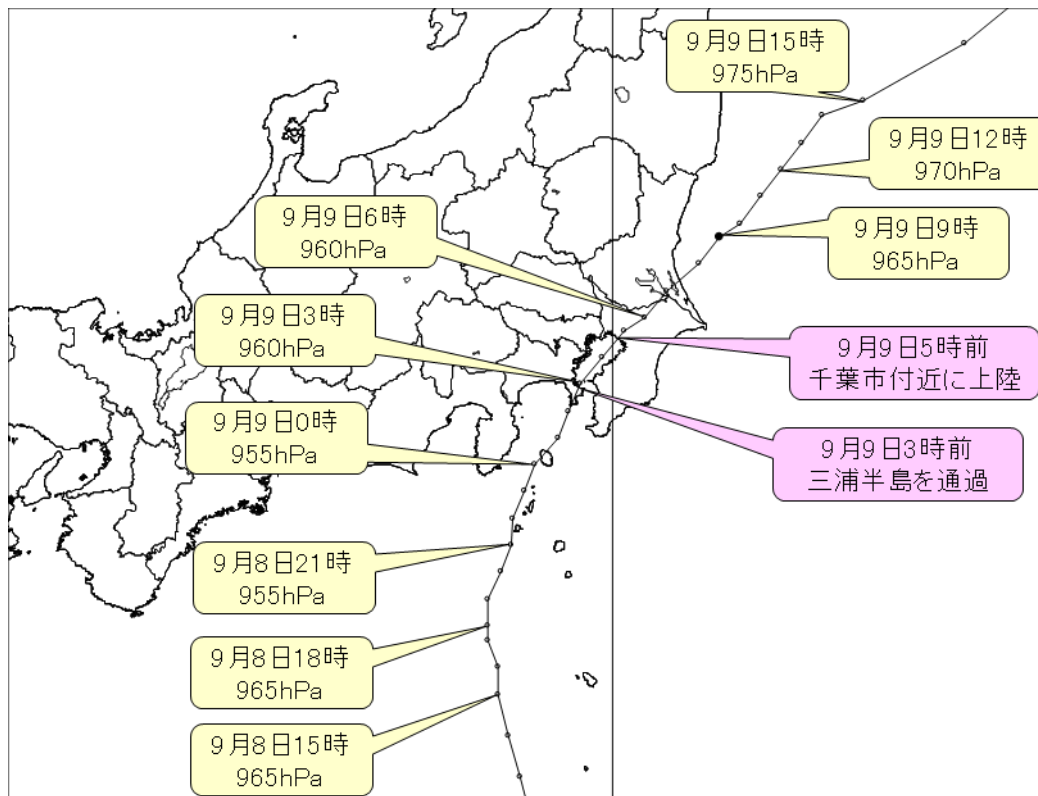
- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要な科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、住民生活に甚大な被害が生じた。今後も、気候変動の影響等に伴い、台風などの災害の激甚化の傾向が続くことが危惧され、大規模停電などの被害への対応が喫緊の課題となっている。
- 大規模停電を予防するためには、樹木の事前伐採（予防伐採）の推進等が効果的であり、本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めているところであるが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等の関係者間での調整に苦慮している。
- 風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議においても、委員（外部有識者）から指摘されているところであるが、客観的な被害想定を欠いており、科学的知見を踏まえた対策を、県独自に講じることは困難である。

【参考】

(図1)《房総半島台風 経路図(日時、中心気圧(hPa))



(図2)《房総半島台風 最大瞬間風速(9月8日10時～9月9日24時)》

市町村名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	時分 (9月9日)
千葉市中央区	南東	57.5 ※	04時28分
木更津市	東南東	49.0 ※	02時48分
館山市	南南西	48.8	02時31分
成田市	南南東	45.8 ※	05時36分
勝浦市	南南西	40.8	04時29分
銚子市	南	40.4	07時01分
横芝光町	南	37.5 ※	05時23分
香取市	南東	37.0 ※	06時19分
鴨川市	南南西	35.6 ※	03時32分
茂原市	南	34.3 ※	04時43分
市原市	南南西	33.9 ※	04時23分
佐倉市	東南東	33.9 ※	05時01分
君津市	南	33.6 ※	03時17分

※観測史上1位の値を更新

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、環境生活部



【提案・要望事項名】 ② 電力需給ひっ迫への対応に対する支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力の安定供給は国民生活にとって重要であることから、電力需給ひっ迫の事態が生じないように、国が責任をもって、常に安定的な電力供給を確保すること
- 2 電力需給ひっ迫のおそれが生じたときは、国として電力事業者と緊密に連携し、国民や企業等があらかじめ対応策を講じることが可能となるよう早期の段階で適切な情報提供を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 令和4年3月21日に資源エネルギー庁は「電力需給ひっ迫警報」を発令し、地域住民、事業者、関係機関に対して、節電への協力を呼びかけた。
- 本県においても、市町村をはじめ関係団体に節電の協力依頼を周知するとともに、停電に備え社会福祉施設等の非常用電源等の燃料確保に向けた取組を行ったほか、県民向けの広報に努めたところであるが、警報の発令が直前であり、その対応に苦心したところである。
- 電力需給ひっ迫に県が対応するためには、電力事業者や市町村などの関係団体と連携することが重要であることから、電力需給に係る迅速な情報提供や効果的な節電方法等の周知について検討する必要がある。
- 令和4年度冬季にも電力需給ひっ迫のおそれがあるとの見通しが経済産業省から示されており、その対応を国が中心となって早期の段階から検討し、万全を期しておく必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大

【具体的な提案・要望内容】

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一市町村でも適用対象となる場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者生活再建支援制度については、損害割合30%以上の半壊が支給対象となっているが、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

【直面している課題・背景】

- 現行の被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）では、その適用範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合とされている。
- そのため、平成25年9月の竜巻被害においては、同一の竜巻による一連の被害でありながら、全壊世帯が10世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった野田市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。
- さらに、令和元年房総半島台風からの一連の災害では、市町村における被害世帯数が適用要件を満たした市町村から順次支援法を適用し、最終的に県内で100世帯以上の全壊被害があったため、県内全域に支援法を適用した。

しかしながら、県内全域に制度が適用できなかった場合、全壊被害が1世帯程度であった市川市や流山市などは対象外となり、同じ災害で同じような住宅被害を受けながら、居住する市町村によって支援が受けられないという不均衡が生じる場所であった。

○ 近年は、毎年のように豪雨や台風による浸水や土砂災害などの様々な被害が発生しており、今後、広範囲にわたる災害によって離れた地域に全壊被害が発生する可能性が高まっている。一部地域が適用対象となった場合は、全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。

○ 令和２年１２月４日に支援法が改正され、半壊（損害割合２０％以上４０％未満）のうち、３０％台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、半壊は住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものであり、損害割合２０％台も含め、全ての半壊世帯を支援する必要がある。

また、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、全県で６，９６３棟と多数の半壊被害が発生し、県では、災害救助法による応急修理と県独自の補修制度により支援を実施しているところであり、損害割合２０％台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とする必要がある。

【参考：令和元年房総半島台風等における支援法の適用状況】

- ・ 令和元年 ９月２７日 館山市、南房総市及び安房郡鋸南町に適用
- ・ 令和元年１０月 ２日 鴨川市、君津市、富津市及び匝瑳市に適用
- ・ 令和元年１０月 ８日 市原市及び富里市に適用
- ・ 令和元年１０月１５日 県内全域に適用

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 総合企画部、企業局



【提案・要望事項名】

④ 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための国庫補助制度である「水道施設機能維持整備費」事業について、停電対策に係る補助率の引き上げを行うこと。
- 2 同事業について、小規模な施設を対象に加える等の対象施設の拡充、資本単価の引き下げ等採択要件の緩和を図ること。
- 3 同事業により、停電・浸水対策を確実に進めるため、必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年に発生した令和元年房総半島台風等においては、広域的な停電による大規模な断水被害が発生したところである。
- 県内水道事業体の非常用自家発電設備の整備状況は、令和3年7月時点で36%、浸水対策の対応状況は、令和元年9月現在で32%に留まっており、現在も対策強化が必要な状況となっている。
- 水道施設機能維持整備費における停電対策の補助率は1/4とされているが、非常用発電設備の整備には 建屋建設等の付帯工事が必要となり、多額の費用を要することから、事業体の負担を軽減するためには、補助率を引き上げる必要がある。
- また、房総半島台風による被害が集中した本県南部・東部に多数設置されている小規模な浄水場（断水影響戸数2千戸未満）への整備が補助対象外とされているほか、資本単価が水道事業においては90円/m³未満、水道用水供給事業においては70円/m³未満の事業体は、影響戸数が2千戸以上の施設であっても一律に不採択となってしまう。

- 停電・浸水対策を確実に実施し、災害時においても安定的に水を供給するためには本事業は不可欠であることから、その予算の確保が必要となる。

【参考】

【県内水道事業体の対応状況】

○自家発電設備の整備状況（令和３年７月県調査）

施設種別	施設数	自然流下方式 による給水 可能施設	バックアップ 機能による 給水可能施設 ※1	非常用電源を 要する施設 ①－②－③ ④	自家発電設備			
					あり ⑤	能力不足 ながら 設置あり ※2 ⑥	設置数 合計 ⑤＋⑥ ⑦	設置率 ⑦÷④ ⑧
取水・導水施設	373	4	29	340	52	7	59	17.4%
浄水施設	131	5	7	119	99	11	110	92.4%
配水場	178	106	1	71	59	7	66	93.0%
ポンプ施設	249	1	3	245	36	8	44	18.0%
合計	931	116	40	775	246	33	279	36.0%

※1：他の施設からのバックアップにより、概ね一日平均給水量以上を確保できる場合を「可」として集計

※2：非常用発電設備はあるが、概ね一日平均給水量以上を確保できない

○浸水対策の実施状況（令和元年９月県調査）

施設種別	浸水想定区域に位置 している施設数	浸水対策の有無	
		あり	なし
取水・導水施設	21	7(33%)	14(67%)
浄水施設	8	3(38%)	5(62%)
配水池等	12	3(25%)	9(75%)
合計	41	13(32%)	28(68%)

○ 「水道施設機能維持整備費」事業概要（令和7年度までの時限事業）

（１）浄水施設の採択基準

1	資本単価が、水道事業90円／ m^3 以上、水道用水供給事業70円／ m^3 以上であること
2	重要給水施設に至るルート上の施設
3	断水影響戸数が2千戸以上である施設（断水影響戸数2千戸以上の浄水場が存在しない事業体は、当該事業体の最重要施設）
4	ア～ウのいずれかに該当する浄水施設
ア	非常用自家発電設備等の整備について、 ・ 自然流下方式のみでは一日平均給水量以上の送配水が不可能である施設 ・ 当該施設の非常用自家発電能力及び他施設からのバックアップでは1日平均給水量を確保できない施設
イ	土砂災害工事への対策工事について、土砂災害警戒区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設
ウ	浸水災害への対策工事について、浸水想定区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設

（２）取水・導水施設、配水場・ポンプ場の採択基準

1	資本単価が、水道事業90円／ m^3 以上、水道用水供給事業70円／ m^3 以上であること
2	ア、イのいずれにも該当する取水・導水施設、配水場・ポンプ場
ア	以下のa～cのいずれにも該当する浄水場の上流にある取水・導水施設又は下流にある配水場・ポンプ場
a	重要給水施設に至るルート上の施設
b	断水影響戸数が2千戸以上である施設（断水影響戸数2千戸以上の浄水施設が存在しない事業体は、当該事業体の最重要施設）
c	停電、土砂災害、浸水災害いずれの事象によっても給水停止のおそれがない施設又はそのおそれがある場合でも停電・土砂災害・浸水災害対策に着手している施設
イ	以下のa～cのいずれかに該当する取水・導水施設、配水場・ポンプ場
a	非常用自家発電設備等の整備について、 ・ 自然流下方式のみでは1日平均給水量以上の送配水が不可能である施設 ・ 当該施設の非常用自家発電能力及び他施設からのバックアップでは1日平均給水量を確保できない施設
b	土砂災害工事への対策工事について、土砂災害警戒区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設
c	浸水災害への対策工事について、浸水想定区域内に位置し、1日平均給水量以上バックアップを有しない施設

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 ⑤ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢の設置など被害軽減策を講じる必要性が生じる場合等があり、設置した土嚢の撤去等の現状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を創設すること。また、分娩を取り扱う有床診療所など、広く政策医療に関わる医療機関の復旧に係る経費を対象とすること。
- 2 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、「医療施設非常用通信設備整備事業」の対象医療機関を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 本県の医療機関は令和元年度に生じた台風15号等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢の設置などにより、被害が軽減できた医療機関があった。

災害復旧費については、対象が政策医療に関わる医療機関の一部（たとえば周産期医療については、周産期母子医療センターのみ）に限定されていることから、甚大な被害を受けた政策医療実施医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。

- 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、医療機関における衛星電話保有状況は一般病院で53病院と低い状況であるため、設置を促進するため、現在救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院に限られている対象医療機関の拡充が求められる。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

⑥ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設の復旧に係る補助制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 防災基本計画第3章第2節には「国、地方公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等がその機能を十分に発揮できるよう、必要な改良復旧を行うために補助制度の拡充を図る必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

⑦ 被災した中小企業等の事業再建に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

被災した中小企業等の早期の事業再建に向けて、迅速かつ柔軟に支援が行われるよう支援スキームを確立すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨により、これまでにない被害が発生し、本県経済を支える中小企業等においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼした。
- 県では、国の地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）を活用して、被災中小企業等に対する事業再建の支援を行ったが、令和元年9月から11月の間に中小企業等が被災してから、令和2年2月3日に被災中小企業等に対する補助事業の公募を開始するまで、時間を要した。
なお、具体的な経緯としては、国は令和元年12月11日に都道府県に対する公募を開始し、令和2年1月30日に成立した国の補正予算で措置された。県では、国の予算措置を受けて、令和2年2月3日に被災中小企業等に対する補助事業の公募を開始した。
- その後の復旧工事にも、被災の状況等によっては相当期間を要し、複数年度にまたがる事例があった。
- 近年、全国的に自然災害が頻発していることを踏まえても、予備費の活用や、早期の繰越承認などにより、被災から補助事業開始までを迅速に行い、また、事業開始当初から複数年度にまたがる復旧工事にも柔軟に対応できるような支援スキームを確立することが必要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 内閣府、国土交通省、文部科学省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】⑧ 地震・津波対策に係る防災環境の整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国が責任をもってS-netの観測データを活用した市町村ごとの津波高、津波到達時間、津波浸水域等の詳細な津波予測情報を配信すること。
- 2 「首都直下地震対策特別措置法」に基づき県と市町村が策定する「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」の推進を図るため防災拠点となる公共施設の耐震化、津波避難タワーの整備など緊急に実施しなければならない事業について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法と同等に国の補助率の嵩上げなど具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災による大規模な津波災害を受けて、国は海溝域で発生する地震や津波をリアルタイムかつ直接検知し、精度の高い情報を早期に提供する目的で日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を整備した。

しかし現在の気象庁の津波情報は、千葉県沿岸を千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾の三区分別での津波高と到達時間の発表にとどまり、どの市町村に甚大な被害が発生するのか迅速に把握することが困難である。

そこで本県では、S-netの観測データを基に詳細な津波情報を予測する「千葉県津波浸水予測システム」を整備運用している。

日本海溝、相模トラフで巨大地震がひとたび発生すれば、津波による被害は、本県にとどまるものではないため、国において早期に予測情報の配信を行う必要がある。

- さらに、本県全域は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定され、地震防災対策を迅速に推進することが求められている。

しかしながら、同法では、都県や市区町村が「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、必要な防災対策事業を実施していくこととなるが、事業の実施に必要な財政措置が講じられていない。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

⑨ 市町村の消防広域化の推進期限の再延長及び財政支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 消防用車両等の整備に係る緊急防災・減災事業債の適用にあたっては、現在、広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図るものに限定されている。消防の広域化をより一層促進するため、今後は広域化推進期限までに行われる広域化において、広域消防運営計画に基づく消防用車両等の整備全般に適用範囲の拡大を図ること。
- 2 広域化を行おうとする市町村が、普通交付税の不交付団体である場合、国の財政支援制度をほとんど活用できないことから、不交付団体へも必要な財政支援を行うこと。
- 3 消防広域化の推進期限については、令和6年4月1日までとされているが、広域化の推進は多くの消防本部の課題であり、関係者間の調整に時間を要することから、推進期限を延長するとともに、これに係る財政支援措置の期限を延長すること。

【直面している課題・背景】

- 人口減少や高齢化が進展していく中、多様化・大規模化する災害や事故に対応していく上で、消防の広域化による消防力の充実・強化は、最も有効な手段とされている。
- 特に、組織管理や財政運営面で厳しいとされる小規模な消防本部の広域化については、最優先で取り組まなければならないが、受け入れる側の比較的大規模な自治体へのメリットも不可欠である。
- しかし、広域化関連事業に対する財政措置は広域化に伴い必要となる消防署所の増改築費や広域化に伴い効率化・機能強化を図る消防用車両等の整備など極めて限定的である。

- また、本県で消防広域化の検討を促している関係市町の中には地方交付税の不交付団体があり、緊急防災・減災事業債への交付税措置等、現行の国からの財政支援がほとんど受けられないため、広域化の進展のためには、不交付団体に対して交付税以外の財政支援が必要である。
- 本県では、一部地域で消防広域化について検討が始まったところだが、具体的な協議に至っておらず、令和５年度中に広域化を実現することは難しい状況である。

【参考】

○国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方

原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数５０人以下	栄町
可能な限り指定	準特定小規模消防本部	消防吏員数１００人以下	富津市、富里市
	小規模消防本部	管轄人口１０万人未満	銚子市ほか １０市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町（下線は一部事務組合）

○令和３年度における地方交付税不交付団体（計５団体）

市川市、成田市、市原市、浦安市、袖ヶ浦市

（枠付きは広域化対象市町村、下線は広域化対象市町村に隣接する市町村）

○本県における消防広域化の検討状況

令和３年１１月 消防広域化に係る印旛地域関係部課長・消防長会議

令和４年 １月 消防広域化に係る印旛地域ワーキンググループ

を設置し、検討中。

【参加団体】（計９市町６消防本部、下線は小規模消防本部）

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、成田市消防本部、四街道市消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、印西地区消防組合消防本部

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】⑩ 地域防災力の中核となる消防団への支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「消防団設備整備費補助金」制度について、市町村が計画的に有効活用できるよう、制度改正は適切な時期に行うこと。
- 2 また、消防団が所有している車両総重量3.5トン以上の消防自動車をもつて、3.5トン未満の消防自動車に更新するための経費を補助対象に加えること。

【直面している課題・背景】

- 災害が多様化・大規模化する中、消防団の役割は火災対応だけではなく、災害時の住民の救助救出やその後方支援など多岐に渡り、消防団の災害対応力向上は必須となっている。
- そこで、国が平成30年度に創設した「消防団設備整備費補助金」により、救助用資機材の充実が進み、消防団の活動の幅が広がった。
- しかし、本制度は例年、年度の途中で補助対象が追加され、市町村の予算編成が終わった後に、変更が行われている。
- 本補助制度を市町村が計画的に有効活用できるよう、補助対象については再度、市町村の需要を把握するとともに、市町村の予算要求に間に合う時期までに見直すべきである。
- また、消防自動車については、準中型自動車免許の創設による改正道路交通法の施行に伴い、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した方は車両総重量3.5トン以上の車両は運転できなくなった。
- 国ではその措置として消防団員が準中型自動車免許を取得する経費などに対して市町村が助成を行った場合の助成額について特別交付税措置を実施してきた。

- しかし、市町村の助成の範囲は免許取得費の一部が多く、準中型自動車免許が消防団活動以外で必要のない消防団員にとっては、自己負担をしてまで時間を割き、免許を取得することは難しく、また、市町村によっては、準中型免許を取得する教習所がない地域もある。
- 今は従前の免許を取得している消防団員も多いため、消防団員の一部に運転できない団員がいても大きな支障は生じていないと想定されるが、今後は運転ができない団員が増えることにより、出動に支障が生じるとともに、団員を管理する市町村の負担も増えると考えられる。
- 消防団員数は年々減少しており、免許の有無が消防団入団の阻害要因とならないよう、免許取得の助成と併せ、市町村が早期に車両総重量 3.5 トン未満の消防自動車の導入を進めていくことが有効であると考える。

【参考】

- 1 消防団設備整備費補助金について
 - (1) 令和元年度交付実績 4 団体（補助総額： 2, 6 2 7 千円）
 - (2) 令和 2 年度交付実績 2 0 団体（補助総額： 3 1, 5 9 7 千円）
 - (3) 令和 3 年度交付決定額 5 団体（補助総額： 1, 7 4 7 千円）
- 2 準中型自動車免許について（令和 3 年 4 月 1 日現在）
 - (1) 自動車免許保有団員数
 - ・各種自動車免許を保有している団員数： 1 6, 4 8 3 人
 - ・うち、普通免許（平成 2 9 年 3 月 1 2 日の改正道路交通法施行以降に取得）を保有している団員数： 4 6 6 人
 - ※改正後普通免許保有率：約 2. 8 3 %
 - (2) 準中型自動車免許取得に係る助成制度
 - ・ 1 0 市町で実施
- 3 消防団車両について
 - ・消防団車両総数： 1, 7 1 5 台（令和 3 年 4 月 1 日現在）
 - ・うち、3. 5 トン以上の車両数： 6 4 7 台
 - ※ 3. 5 トン以上車両割合： 3 7. 7 3 %

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 道路ネットワークの機能強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路においては、ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化を図ること。また、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークの強化を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等の推進を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策など必要な施策を通常予算とは別枠で計上すること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災や令和元年房総半島台風では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところであり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靱で信頼性の高い道路ネットワークが必要である。しかし、圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。また、高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。
- 地方道においても、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、強靱化対策に取り組んでいるところであるが、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算を通常予算とは別枠で安定的に確保する必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省、農林水産省

千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・高潮・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算を確保すること。
- 2 近年、激甚化する水災害に対応するため、河川、海岸における治水対策、内水氾濫対策の強化など、水害対策をより一層推進させるために必要な予算を継続的に確保すること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 港湾・海岸・河川・漁港等では、復興事業終了後においても堤防の被覆化や防潮堤の整備、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、多くの事業がある。
- 防護水準が津波より高潮高波が上回る東京湾内湾の県管理河川のうち、既設護岸高さが計画高潮位に対応した堤防高さを下回る4河川においては、近年の気候変動や、既往最大潮位を更新した平成30年の大阪湾の高潮被害等を踏まえると、施設整備を早急に実施する必要がある。
- 近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生しており、本県でも、令和元年10月25日の大雨により、多くの河川が越水したことで、各地で浸水被害が発生したが、本県の河川整備率は約59%（令和2年度末時点）であることから、早急に河川整備を実施する必要がある。

- 【参考：千葉県における津波・高潮対策（位置図）】



令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区の水門、排水機場及び護岸は建設から50年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な技術を要する水門・排水機場及び護岸の改修について、国において整備を推進すること。

また、県が実施する水門、排水機場及び護岸の整備に必要な予算を十分確保すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、ゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- 防護区域には、住宅地だけでなく市役所、消防本部等の官公庁施設をはじめ、主要交通施設、大型商業施設があり、人口集積度が高いため、被災した場合には社会経済活動に重大な影響を及ぼす。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、耐震性の確保を含め早急な施設改修が喫緊の課題となっている。
- 地元では、地域住民による促進協議会が立ち上げられ、「防災・減災についてのシンポジウム」が開催されるなど、地域の関心も非常に高い。
- また、当地区の水門や排水機場は大規模な施設であるとともに、漁船等の交通量も多く、年間稼働日数が200日以上となる状況下での整備となり、高度な技術が求められる。

- 令和4年度から大規模で高度な技術が必要となる水門、排水機場及び護岸の改修が国により事業化されたところであり、早期整備が求められる。
- 高潮対策事業にあたっては、県施工区間の整備も直轄事業区間と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。

【参考】千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図



令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】④ 既存ダムの洪水調節機能強化の推進

【具体的な提案・要望内容】

緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、準用河川に設置されたダムについても、事前放流の実施により水位が回復しなかった場合の損失補填制度の対象に加えること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が国により定められた。
- 県では、この基本方針に基づき、ダムによる洪水調節機能が可能な全14水系23ダムについて、令和2年度末までに、ダム管理者や利水者等と治水協定を締結した。
- このうち、水資源に乏しい県南部には、準用河川に設置されたダムが7ダムあり、事前放流の実施により水位が回復しなかった場合の損失補填制度が、当該ダムには適用されないことが課題となっていることから、適用されることが不可欠である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ⑤ 水門操作に係る安全性の確保の推進

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速かつ確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落とした。

国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、復興事業を活用し、東日本大震災の被災地域にある河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔監視等の改良を実施したが、他の水門等の改良を推進するための国の財政支援は、海岸保全施設等に限られており、河川の既設水門等の改良については、完了までに長期間を要することから、財政支援が必要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省、総務省
千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

⑥ 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

土砂災害防止対策基本指針に基づき、新たに抽出した危険箇所について、区域指定を計画どおり令和7年度末までに完了させるため、都道府県が実施する基礎調査に係る国費率を引き上げるとともに起債の充当を認めること。

【直面している課題・背景】

- 土砂災害防止法に基づき、県が地形や土地の利用状況などを調査する「基礎調査」を実施し、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。
- 国が令和2年8月に改訂した基本指針に基づき、最新の高精度な地形情報や市町からの情報提供により、新たに10,744箇所の危険箇所を「基礎調査予定箇所」として選定し、令和3年5月末に県ホームページで公表した。

これらの箇所について、令和3年度から令和7年度までの5年間で区域指定を完了させるためには、基礎調査費に係る地方負担の軽減が必要であり、現行では、県の負担が3分の2と大きく、起債も充てられないことから、国費率の引き上げと起債の充当による財政支援が必要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省 農林水産省

千葉県担当部局 県土整備部 環境生活部 農林水産部



【提案・要望事項名】⑦ 盛土等に伴う災害対策の推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく基礎調査の対象・内容・方法、規制区域指定の考え方、工事等の許可基準等について、地形・土地利用等の地域の実情を踏まえ、政省令やガイドライン等により早期に明確化すること。
- 2 既存の関係法令（農地法、森林法、砂防三法等）や地方自治体の条例による区域や規制と盛土規制法との適用関係について明確化すること。
- 3 基礎調査の実施、規制区域の指定に係る地元への説明・調整、中間検査・完了検査等の新たな制度の創設などにより、地方自治体の果たす役割が大きく、事務負担の増加が懸念されるため、技術的・財政的支援を重点的・継続的に図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年7月の静岡県熱海市での大規模な土石流災害の発生を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（宅地造成及び特定盛土等規制法案）が、令和4年3月1日付けで閣議決定され、同日付けで国会に提出された。
- 本県及び県内市町村では、条例により土砂の埋立て等による災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行っているが、多古町では平野部に堆積された土砂等の崩落による災害が発生したことから、盛土規制法に関する規制区域の指定基準等については、地形及び土地利用状況等の地域の実情に配慮した運用が可能となる制度が求められる。

- また、盛土規制法の趣旨を踏まえ、スキマのない規制を速やかに発現させるためには、限られた時間の中で基礎調査等の所要の事務を的確に処理し、着実に規制区域を指定する必要があることに加え、地元調整等に一定の期間を要することが想定されることから、政省令及びガイドライン等が早期に明確化されることが不可欠である。
- 併せて、盛土規制法の適切な運用を図るために、既存の関係法令（農地法、森林法、砂防三法等）や地方自治体の条例による区域や規制と盛土規制法との適用関係について明確化されることや、許可事務等の執行にあたり生じた疑義等に対し、随時具体的な対応策が国から示され、都道府県等で情報共有されることが必要である。
- さらに、新たな制度（中間検査、特定盛土等における完了検査、土石の堆積に係る除却の確認等）の創設により、地方自治体の事務負担が増加することが想定されるため、円滑かつ適正な運用を図るためには、国が技術的・財政的支援を重点的・継続的に図ることが重要となる。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】⑧ 水管橋の耐震化に関する支援の拡充【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 水管橋の耐震化に係る国庫補助制度である生活基盤施設耐震化等交付金の「水管橋耐震化等事業」の補助対象として、配水本管も加えること。
- 2 本事業により、水管橋の更新等を確実に進めるため、必要な予算の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年10月3日に和歌山市において、水管橋が落橋する事故が発生し、大規模な断水が生じた。また、令和3年10月7日に発生した地震により、県内の水管橋で漏水が生じた。
- 創設された水管橋耐震化等事業は、補助対象が布設後40年以上経過し、他の管路によりバックアップができない補剛形式の導水管、送水管に係る更新事業及び水管橋の補強、改築とされ、配水本管は対象外とされている。
- 配水本管は、地震災害等で破損した場合に断水影響の大きい基幹管路であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で基幹管路の耐震適合率向上を目標としていることも踏まえ、配水本管も本事業の補助対象とする必要がある。
- 本県においては、バックアップができない配水本管の補剛形式の水管橋は13箇所あり、このうち布設後40年以上経過した9箇所について、整備を進める必要がある。
- 水管橋の更新等を確実に実施し、災害時においても安定的に水を供給できる体制づくりのためには本事業は不可欠であることから、その予算の確保が必要となる。

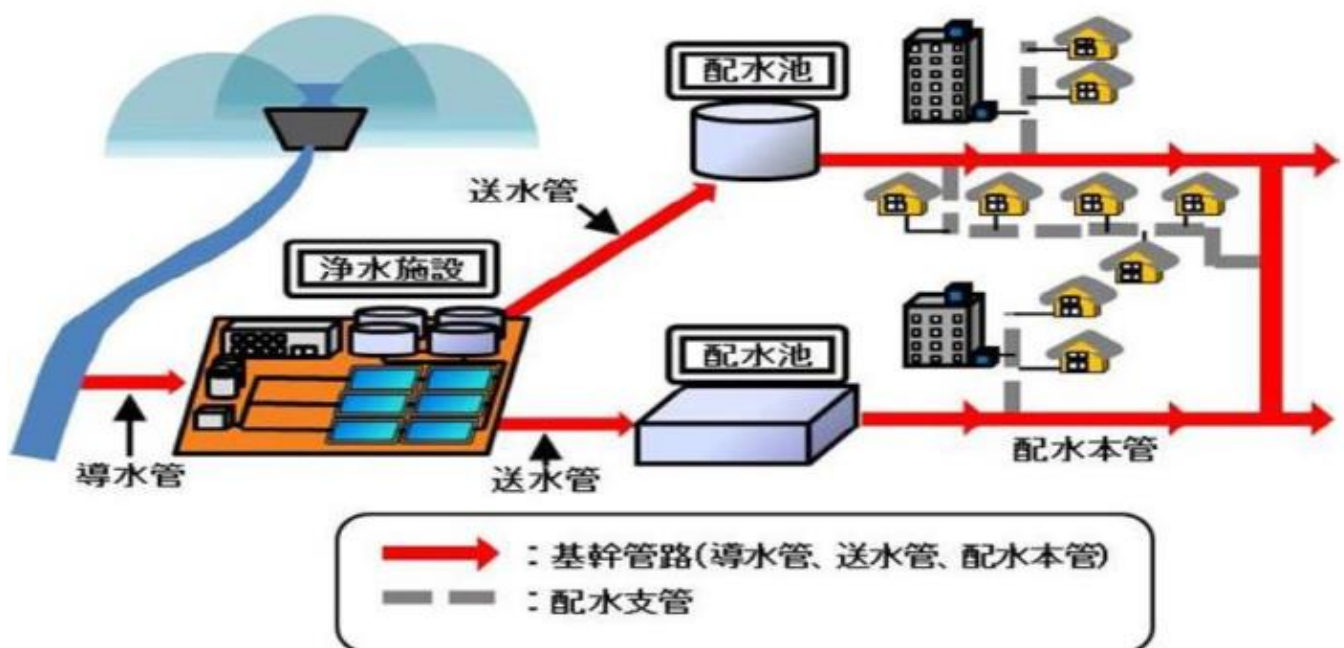
【参考】

○県内の水管橋箇所数（補剛形式）

	箇所数	バックアップ無		国補助対象	
			40年以上経過	現行	要望後
導水管	8 (3)	7 (3)	0 (0)	○	○
送水管	51 (2)	45 (1)	5 (1)	○	○
配水本管	37 (22)	13 (2)	9 (2)	×	○
配水支管	65 (6)	46 (0)	18 (0)	×	×
合計	161 (33)	111 (6)	32 (3)		

（ ）は県企業局の箇所数。

○基幹管路と配水支管の定義



令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 ⑨ 医療機関の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、補助基準額、対象面積及び基準単価を引き上げるとともに、 I_s 値 0.6 未満の病院を広く対象とするなどの拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和3年9月時点で県内病院の耐震化率（ I_s 値 0.6 以上）は、約79%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象が I_s 値 0.4 未満の二次救急医療施設、 I_s 値 0.3 未満の病院などに限られていることから、耐震性が不十分とされる I_s 値 0.6 未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。

なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、 I_s 値 0.6 未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が進んでいた。
- 令和3年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない要因の1つとなっている。

【参考1 震度6～7の地震が発生したときの建物の危険度】

$I_s < 0.3$	倒壊または崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I_s < 0.6$	倒壊または崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I_s$	倒壊または崩壊する危険性は低い

【参考２：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成２７年度に終了)
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0、R1:0、R2:2 (①、③) ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
対象	①補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター等 ②Is 値 0.4 未満の二次救急医療施設 ③Is 値 0.3 未満の病院	耐震性が不十分であると証明された建物又は Is 値 0.6 未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300 ㎡×43,500 円/㎡ (※) (※) 補強が必要と認められるもの ②、③2,300 ㎡×206,500 円/㎡ 補助率はいずれも 1/2 ※既存病床数が医療計画上の基準病床 数に占める割合が 105%以上の場合、 調整率 0.95 を乗じる	①8,635 ㎡×276,000 円/㎡ 補助率 0.7 ②8,635 ㎡×165,000 円/㎡ 補助率 0.33～0.6 ※病床削減等の補助要件あり

【医療施設耐震化臨時特例交付金 別表補助基準等】

区分	基準額	補助対象経費	補助率
A 耐震化整備指定医療機関のうち、災害拠点病院または救命救急センター	1 病院あたり 8,635 ㎡×276 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.7
B 耐震化整備指定医療機関のうち、知事が特に必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 ㎡×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.6
C 耐震化整備指定医療機関のうち、知事が必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 ㎡×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.33
D 平成２４年度以降に耐震化整備指定医療機関に指定された二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 ㎡×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.5

【医療施設耐震化臨時特例交付金 交付条件（病床削減要件）】

(第６条（１）抜粋)

病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を 10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率について、過去３ヵ年（平成２１年度までに知事が補助事業を実施すると決定した医療機関にあっては、平成１８年から平成２０年）の病床利用率の平均が 80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を千葉県医療審議会病院部会の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

【参考 3：耐震状況調査 (R3.9.1 現在) 全 289 病院のうち耐震性がない病院 61 の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター (1)		1 (0.3 未満)	
二次救急病院 (33)		15 (0.4 未満 6、0.4 以上 6、 Is 値不明 3)	18
それ以外の病院 (27)	2 (0.3 未満 1 Is 値不明 1)	5 (0.3 未満 0、0.3 以上 5、 Is 値不明 1)	20

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 文部科学省
千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】⑩ 私立学校施設の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を十分確保すること。また予算の確保にあたっては、次の点に留意すること。
 - ・ 国庫補助率の引上げを行うこと。
 - ・ 補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
- 2 令和4年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

【直面している課題・背景】

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の私立学校における令和3年4月1日現在の耐震化率は、89.1パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は84.7パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

【参考】私立学校の耐震化率（R3.4 現在）※全国平均はR 2. 4 単位：％

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園	84. 7 (幼保を含めると86. 9)	92. 4 (幼保を含む)	100. 0
小学校	100. 0	98. 3	100. 0
中学校	95. 8	97. 2	
高 校	96. 3	91. 0	100. 0
合 計	89. 1 (幼保を含めると90. 1)	92. 3 (幼保を含む)	100. 0

- 認定こども園や保育所に対する国の補助率は原則 1／2 であるのに対し、私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則 1／3 となっており、学校法人の負担が大きいことから、均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離があり、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成 26 年度から平成 28 年度まで臨時措置され、その後も令和 4 年度まで延長措置されているが、各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない事業の恒久化が必要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(1) 治安基盤の強化

提案・要望先 警察庁 総務省 財務省
千葉県担当部局 県警本部



【提案・要望事項名】 治安基盤の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 サイバー犯罪等に迅速かつ的確に対応するため、データSIM事業者による契約時の本人確認を義務付けるための制度や通信履歴の保存義務化などの法整備を推進するとともに、サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上を図るため、人的・物的基盤の強化を図ること。
- 2 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応し、テロ等の事態対処能力を強化するため、人的・物的基盤の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着や社会のデジタル化の進展により、これまでサイバー空間とのつながりのなかった様々な業種・業態の事業者がサイバー空間を利用したサービスに参入するなど、サイバー空間は全国民が参画する重要な社会経済活動を営む場となっていることから、サイバー空間においても公共空間として、実空間と変わらぬ安全を確保することが必要である。

その中で、サイバー犯罪やサイバー攻撃はその手口を深刻化・巧妙化させつつ多数発生するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いており、サイバー犯罪等に迅速かつ的確に対処することが必要不可欠である。近年、本人確認の義務付けのないデータSIMを悪用して、SMS認証を不正に代行し、第三者に不正にアカウントを取得させる事案が発生しており、この種事案がサイバー空間における警察の事後追跡を困難にし、犯罪行為を容易にする犯罪インフラとなっていることから、データSIM事業者に対し、契約時の本人確認を義務付けることの制度化が重要である。また、サイバー犯罪捜査において通信履歴（ログ等）が速やかに得られないことが、犯人の事後追跡上の障害となっていることから、インターネット・サービス・プロバイダのみならず、中継サーバ事業者等も含めてログ等の通信履歴の保存を義務化することや、迅速な捜査に必要なログが提供される

仕組みの構築を制度化することなどの法整備を推進する必要がある。

加えて、警察におけるサイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るため、国からの働きかけによる製品・サービスの高機密かつ高度な内容に関する職員への教育等を始めとした、高度な知識・技能を持つ人材育成等の人的基盤の強化及び最新の技術に対応した捜査資機材の整備等の物的基盤の強化が必要である。

- I S I L（いわゆる「イスラム国」）は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、過去にはI C P O国際手配被疑者の不法入国事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。また、本県は国際空港、港湾を擁する特殊事情があることから、より高度な事態対処能力を備えていくことが必要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(2) 交通安全県ちばの確立

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

① 交通安全施設の整備の推進

【具体的な提案・要望内容】

通学時の児童など誰もが安全に安心して通行できる通学路をはじめとした歩道整備や交差点改良、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車走行環境の改善等の交通安全対策について、引き続き必要な予算の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年6月に八街市で発生した児童の交通事故を受け、関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組むため、県、市、警察が連携し、必要な対策を進めている。
- これまでガードレールの設置や路面のカラー舗装など速やかに実施できる対策に着手して進めてきたところであるが、これら対策を実施した箇所については効果を確認し、引き続き、教育委員会や警察等と連携して、必要に応じ、自動車速度の抑制のための施設の整備や用地買収による歩行空間の拡大などの対策を検討するなど、より一層安全性の向上に努めていく必要がある。
- また、自転車利用の推進により、環境負荷の低減、健康増進や観光振興を図るため、「千葉県自転車活用推進計画」を策定し、太平洋岸自転車道をはじめ、安全で快適な自転車通行空間の整備などを進めているところである。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(2) 交通安全県ちばの確立

提案・要望先 文部科学省
千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】② スクールバスの運行に対する支援の強化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

スクールバスの運行に対する助成について、通学路の安全確保を目的とした運行も補助対象とすること。また、補助率の引き上げなど財政支援の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年6月に八街市において発生した児童の交通事故を受け、関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組むため、県、市町村、警察が連携し、危険個所の洗い出しや必要な対策を進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要することから、早急に児童生徒の安全確保を進めるために、スクールバスの運行が必要である。
- 現行のスクールバス運行についての補助制度は、へき地等や学校の統合等による遠距離通学児童生徒のためのバス購入費・通学費（運行委託等）への支援に限られている。
- 通学路の安全を目的とした運行についても補助対象とすることについては、八街市での交通事故直後である令和3年7月1日に知事名で文部科学大臣へ要望している。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(2) 交通安全県ちばの確立

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

③ 通学路における児童・生徒の安全確保に向けた取組への支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

通学路における児童・生徒の安全を見守る人材を確保するため、警備員等を活用する経費を補助対象として加えるとともに、補助率の引き上げを図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年6月に八街市において発生した児童の交通事故を受け、関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組むため、県、市町村、警察が連携し、危険個所の洗い出しや必要な対策を進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要することから、早急に児童生徒の安全を確保するために、通学時における児童生徒の見守りが必要である。
- 国は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードリーダーが行う見守り活動に対する謝金、スクールガード（ボランティア）の見守り活動に使用する用具代、保険料を補助して地方自治体の取組を支援している（補助率1／3）。
- 通学時における児童生徒の見守りについては、現状、PTA、地域人材などが対応しているが、地域によっては、高齢化や共働き世帯の増加により、人員の確保や地域の協力を得ることが困難な場合もあるため、警備員等の専門人材を活用せざるを得ない状況にある。
- 通学路における児童生徒の安全を見守る人材の確保に必要な経費に対する財政支援については、八街市での交通事故直後である令和3年7月1日に知事名で文部科学大臣へ要望している。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(3) 地方消費者行政充実のための国の支援

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 環境生活部



【提案・要望事項名】 地方消費者行政充実のための国の支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方消費者行政の充実が引き続き図られ、県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・拡充等を支援する交付金について、地方の財政事情に応じた継続的かつ安定的な制度とすること。
- 2 相談員の資質向上、及び新たな相談員確保のため、引き続き、地方の実状に即した実効性のある支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- デジタル化の進展による電子商取引の拡大、高齢化の進行、成年年齢の引き下げなど、経済・社会が変化する中、消費者問題はより多様化・複雑化し、被害も深刻化している。特に、高齢者からの相談が多く、令和2年度に、県及び市町村に寄せられた消費生活相談の4割近くを占めていることなどから、身近な市町村における相談体制の充実が重要となっている。
- このため、本県では地方消費者行政推進交付金等を活用し、消費生活相談窓口の設置や拡充、消費生活相談員等のレベルアップなどに取り組んできた結果、市の消費生活センターの設置数は、平成20年度の17箇所から現在の31箇所に増加するなど、着実に成果を上げてきたところである。
- しかしながら、国の交付金制度の見直しによって、消費生活相談員の人件費など消費生活相談体制の充実・強化を図る「地方消費者行政推進交付金」は、最終の新規事業開始年度が平成29年度とされるとともに、活用期間の終期が設定されるなど、自主財源での消費者行政予算の確保が厳しい市町村にとっては、事業の継続が困難な状況となっている。
- 県内には、消費生活相談員の配置がないなど相談体制が不十分な市町村が

残されていることに加え、消費生活相談体制の充実や相談員のレベルアップなどに、十分取り組むことができない状況となっている市町村も多い。

特に、近年多発する自然災害への対応など、様々な行政課題を抱える地方では、同交付金の活用期間の終期到来に伴って相談員の任用継続ができなくなるなど、これまで充実を進めてきた消費生活相談体制の維持すらも困難となっており、地方消費者行政の後退が懸念される。

- また、国が実施している相談員の資質向上に向けた研修についても、地域によって格差が生じないように、遠隔地の市町村や相談員の人数が少ない市町村においても国の研修に参加することができるオンライン研修や地方開催等の拡充が必要である。
- 更には、全国的にも新たに相談員を目指す人材が不足しており、県内市町村においても相談員の人材確保に苦慮している状況にあることから、相談員を目指す人材が増えるような広報啓発や、人材確保に資する方策を、国全体として引き続き実施・拡充していくことが必要である。
- 以上から、相談体制の確保や拡充、消費者の自立を支援するための消費者教育の推進などの事業を安定的に実施できるよう、推進事業分の交付金についての活用期間終期までの所要額の確保と、地方の財政事情に応じた継続的な交付金制度の確立、地方の実状に即した、新たな相談員の確保と資質向上のための実効性ある支援を要望する。

【参考１：地方消費者行政強化交付金の状況

（平成２９年度までは地方消費者行政推進交付金）】

	当初予算（一般会計）	補正予算
平成２９年度	３０億円	１２億円
平成３０年度	２４億円	１１．５億円
令和元年度	２２億円	１１．５億円
令和２年度	２０億円	１６億円 （１次補正４億円、２次補正６億円、３次補正６億円）
令和３年度	１８．５億円	１４億円
令和４年度	１７．５億円	

【参考２：地方消費者行政推進交付金（平成２６～２９年度）】

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援（「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」）
- 地域の事情に応じた取組が可能となるようメニュー方式により支援
- 新規事業の開始は平成２９年度までとされ、個別事業ごとの交付金の活用期間が定められている。
- 平成３０年度からは地方消費者行政強化交付金（推進事業分）。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

- ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置

【具体的な提案・要望内容】

- 1 除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針で示す最終処分場の確保等を責任を持って行うこと。
- 2 また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。

【直面している課題・背景】

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。しかしながら、処分の基準が未だ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざるを得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。

【参考１：国の除去土壌処分基準の検討状況】

平成２９年９月から「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、埋立の処分方法について検討されている。平成３０年夏から茨城県東海村及び栃木県那須町で、令和３年度から宮城県丸森町で埋立処分の実証事業が行われ、それらの結果を踏まえ、処分基準及びガイドラインを作成するとされている。

【参考２：県内の除去土壌（９８，５７５ｍ³、１，６７１箇所）の保管状況】

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	５，９９７ｍ³	２９３	我孫子市	１３，５９２ｍ³	１７４
野田市	５，４３４ｍ³	２５	鎌ヶ谷市	５６６ｍ³	１３
佐倉市	１，６６８ｍ³	２３	印西市	７，９９３ｍ³	２７６
柏市	４６，４４６ｍ³	６１３	白井市	６６３ｍ³	２５
流山市	１６，２１６ｍ³	２２９			

※ 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

※ 県保管分（約７，０００ｍ³）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部



【提案・要望事項名】② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任において、収集・運搬・保管及び処分を行うこととされている。
- 国は、指定廃棄物を県内1か所に集約して処理することとし、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地を提示したが、約7年を経過したものの具体的な進展がなく、本県においても排出自治体等による一時保管が継続している。[県内の保管量は、約3,716.6トン（令和3年12月末時点）]
- また、長期管理施設の設置に向けた今後の具体的なスケジュールが示されず、一時保管の解消への道筋が見通せないことから、一時保管施設の周辺住民等の強い不安が続いている。

2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できるとされている。
- しかし、現状では、放射能に対する処分場周辺住民の不安等により、依然として処分が困難な状況であり、排出自治体等による保管が継続している。
- また、放射性物質濃度の低減により8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の処分についても、同様に、処分先の確保が困難なことから、指定解除による処分が進捗しないことも懸念される。

- そのため、国は、安全性や処理方法について、住民や最終処分場設置者の理解を得られるように説明や啓発を行うなど、処分に向けた対策を講ずる必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 経済産業省、農林水産省、国土交通省

千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る対応

【具体的な提案・要望内容】

ALPS処理水の海洋放出に関しては、県内の農林水産業者や自治体等から風評被害の再燃について不安の声が上がっていることから、次の対応をとること。

- 1 地域や業種それぞれの関係者等の懸念の声を直接聞き、その意見をきめ細やかに「行動計画」に反映させるとともに、損害賠償については、地域・業種の実態を踏まえた賠償基準を策定するよう東京電力に指導していくこと。
- 2 処理水の安全性と透明性を確保するとともに、国内外に対し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報を積極的に発信すること。
- 3 農林水産物の生産、流通及び消費の各段階における風評対策について、実態を踏まえ、着実かつ機動的に実施すること。特に銚子地区の漁業操業や水産物流通に関しては、隣県と影響度合いの差はないことから同等に扱うこと。
- 4 また、観光面においても、原発事故発生時の風評対策と同様、処理水の海洋放出により想定される風評への対策についても隣県と同等に扱うこと。

【直面している課題・背景】

- 現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、ALPS処理水を敷地内に設置されたタンクに保管しているが、令和5年春頃に満杯になる見込みである。
- 国は、令和3年4月に、2年後を目途にALPS処理水を海洋に放出することを決定した。また、国は、令和3年12月に、風評を最大限抑制するための処分方法の徹底やモニタリングの強化・拡充等の中長期的な取組を行うために「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定した。
- 今後も、あらゆる機会を通じて地域や業種における懸念の声を直接聞くとともに、「行動計画」における対策の実施状況を確認し、状況に応じ随時、

追加・見直しを行い、支援漏れが生じないことを求める。

- 特に、風評被害を受けた地域・業種への損害賠償の基準について、地域によって取り扱いを異とすべきでないことに加え、業種については業界団体等の声を十分に反映させることを求める。
- ALPS処理水が福島県沖に海洋放出された場合、現在も続く農林水産物の買い控えや市場価格の下落などといった、風評被害等の上乗せ、諸外国の輸入規制措置の継続・拡大、及び観光客の減少といった風評被害も懸念される。
- 水産業については、特に銚子地区は、本県沿岸の最も北側に位置し、常磐沖以北で操業する漁船も多数水揚げしている。原発事故発生時にも操業自粛や風評等による大きな負の影響を受けたことから、今回の風評対策について隣県と差をつけないよう求めるものである。

また、観光面においては、処理水の海洋放出による風評への対策として、観光庁が令和4年度に予算計上した「ブルーツーリズム推進支援事業」の補助対象者が福島県・宮城県・岩手県及び茨城県とされており、対象に千葉県を含めるよう要望していたが、本県及び青森県は補助対象とならず、原発事故発生時と比べ、隣県との対応に差が生じている。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 くらしの安全・安心の確保

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

【具体的な提案・要望内容】

子ども被災者支援法に基づく基本方針により、疾病罹患動向の把握など具体的な取組を、国の責任のもと、着実に実施すること。

【直面している課題・背景】

- 平成24年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国は平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定した。
- この基本方針により、国は放射線による健康への影響調査、医療の提供等について、福島県及び福島近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行うこととされ、さらに平成27年8月に基本方針が改定され、福島県及び本県を含む福島近隣県における疾病罹患動向の把握等に取り組むとされた。
- 本県では、現在も汚染状況重点調査地域である9市のうち、5市において住民の健康影響への不安軽減のため、甲状腺検査等が実施されている。
- 国により平成27年度より実施されている「福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究」は住民への不安軽減に資するものとして理解しており、今後も着実に実施していただくとともに、本調査研究を終了する際には、健康影響に不安な方に配慮して結論を示していただきたい。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

提案・要望先 経済産業省、厚生労働省、環境省
千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの立地企業が、国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立を図るために取り組む研究開発や設備投資などに対し、必要な支援を講じること。
- 2 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、石油産業以外の産業も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 3 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、ドローン等を活用した更なるIoT化の推進に努めること。

【直面している課題・背景】

- 我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの立地企業は、激化する国際競争への対応に加え、2050年のカーボンニュートラルに向けて、これまで培ってきた生産体制やプロセスの大幅な見直しなどに取り組んでいるが、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となっている。
- また、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」における支援は製油所を中心とした内容となっているが、コンビナートには多様な業種が立地していることから、鉄鋼、石油化学産業等その他の業種の企業が取り組む、設備増強や生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対しても、支援の充実が必要である。

- さらに、コンビナートの保安については、長年培った経験や知見を有する団塊世代の退職に伴い技術継承が不十分となっており、高度な知識などが要求される保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。本県で行っている人材育成プログラムにおける最新の技術に対応したプログラムの開発等への支援に加え、ドローンやタブレットなどの技術を用いた保安の高度化に向けた I o T 化の一層の推進が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでいることを踏まえ、地域の経済情勢に応じて、中小企業・小規模事業者に対して機動的に各種支援を講ずること。
- 2 近年、国際社会経済の不安定化等を背景に、国際的な原材料及び燃料の調達に対する懸念から、原材料・燃料価格が高騰する傾向にある。そこで、中小企業等に対する影響の緩和のため、以下の対策を講ずること。
 - (1) 企業活動に影響を及ぼさないよう原材料及び燃料の安定確保に努めること。
 - (2) 下請け企業に過度な負担を強いることのないよう、これまで以上に価格転嫁の動向をきめ細かく監視するなど、適正な価格転嫁のための環境整備に努めること。
 - (3) 原材料・燃料価格高騰に苦しむ中小企業等に向けて、価格高騰の影響への緩和対策をはじめとする大胆な経済対策を講ずること。
- 3 事業の再構築や、デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できる仕組みとすること。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けて、多岐に渡る課題の解決ができる高度なIT専門家を、国において育成すること。
- 4 中小企業等の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。

- 5 実質無利子・無担保融資について、元金返済が始まる中小企業等の数が増加していくことが見込まれる中で、企業の状況を適切に把握した上で、個々の状況に応じた必要な支援等の対応を行うこと。
- 6 中小企業等の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の消失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の財政的支援や相談体制を拡充・強化すること。
- 7 インボイス制度の導入に当たっては、中小企業等の経営に影響を及ぼさないよう、企業に対して十分な広報・周知を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 千葉県内にある約12万1千社の企業のうち99.8%は中小企業であり、まさに本県における地域経済の担い手となっている。国際情勢等の影響による厳しい状況が続く中で、地域を支える中小企業等に対して、事業の継続などへの支援が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年以降、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令または適用され、外出自粛要請等が行われた結果、本県でも、飲食業や観光業などを中心に中小企業等は大きな影響を受けた。
国では、「事業復活支援金」等により中小企業等支援を行っているものの、影響が長期化していることに加え、再度の感染拡大も懸念されることから、国においては、地域の経済情勢に応じて、必要な対策を機動的に講ずることが必要である。
- 令和2年以降、国際社会経済の不安定化等を背景に、国際的に半導体などの原材料の不足及び価格高騰や、原油などの燃料価格の高騰がみられる。
株式会社帝国データバンクの調査（令和4年3月7日公表）によると、原材料の不足や価格高騰の影響がある企業は約8割に達しており、さらに価格転嫁が全くできていない企業は約4割に達している。
県内企業からは、半導体の不足、鉄鋼製品や生コンクリートの価格高騰、燃料価格高騰を背景とした運送費の上昇などが、経営に悪影響を及ぼしているとの声が聞こえている。国において、原材料・燃料の不足や価格高騰を抑制する更なる取組や、影響を受ける中小企業等に対して大胆な経済対策を機動的に講ずることが必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面型ビジネスへの移行やデジタル化、テレワークや2地域居住等が進展するなど、中小企業等を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれており、新たな生活様式に対応した業態転換等の事業再構築が求められている。

令和2年度補正予算及び令和3年度補正予算で措置された、業態転換等を支援する国の「事業再構築補助金」は令和4年度にかけて実施が予定されているが、感染拡大の影響の長期化や、新たな生活様式の定着を踏まえると、令和5年度以降も引き続き新たな生活様式に対応するための支援が必要である。

更に、中小企業等のIT導入を支援する「IT導入補助金」や、設備投資を促進する「ものづくり補助金」についても、今後も切れ目のない措置を講ずる必要がある。

また、「事業再構築補助金」において、売上減少要件を緩和するなど、より多くの中小企業等が利用できる仕組みとすることが望ましい。加えて、「ものづくり補助金」等において、補助率の増、補助対象経費の拡大などにより、中小企業等が利用しやすい仕組みとすることが望ましい。

○ 中小企業等は、生産性向上・事業の高付加価値化を図るために、IoTやAIをはじめデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を検討しているところである。国においても令和4年度「地域デジタル人材育成・確保推進事業」において、地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成するための予算を講じられたところであるが、中小企業に対して中長期の伴走支援を行う場合には、多岐に渡る課題の解決ができる高度なIT専門家等が必要となり、そうした一定のレベルを持つ専門家等が不足しているとともに、中小企業の支援にまでは届きにくい状況である。

○ 地域経済の発展のためには、中小企業等に対する官公需の果たす役割は大きい。国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ低いことから、今後も同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく必要がある。

○ 実質無利子・無担保融資について、融資実行から2年以上が経過し、元金返済が始まる中小企業等の数が増加していくことが見込まれる。本県においても、民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を利用する中小企業等の約7割がすでに元金の返済を始めている状況にあり、金融機関に対して、柔軟な対応を繰り返し要請しているところである。中小企業等の状況を適切に把握し、条件変更に伴う追加保証料の補助や中小企業活性化協議会による再生支援など、それぞれの状況に応じた適切な支援が必要である。

○ 中小企業等の経営者の高齢化が進む中、県内企業の約6割が後継者不在となっている。本県では地域一体となった事業承継支援を促進しているが、地域経済の活性化や雇用の維持のため、国の施策の更なる充実が必要である。

また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るため、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」や「事業承継・引継ぎ支援センター」等、今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。

- 令和５年１０月から導入される予定のインボイス制度については、中小企業等の負担増や免税事業者が取引上不利になることなどを懸念する声が聞こえており、国においても様々な機会を捉えた広報・周知を実施する必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(3) 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省
千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 雇用対策及び働き方改革の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金及び小学校休業等対応助成金・支援金等については、感染症拡大や災害時においても雇用の維持が図れるよう、適時適切に制度の柔軟な見直しを行うとともに、活用に向けた周知広報を行うこと。
- 2 企業が生産性を高め、持続的に発展できるよう、また、若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備や、働き方改革、人材確保対策にかかる助成金等の支援を充実させること。
- 3 特に、多様な働き方を推進するため、テレワークの導入・定着に向けて、助成金等の支援の一層の充実を図ること。
- 4 障害者雇用に対する企業の理解促進を図るとともに、精神障害者等が安定して就労できる環境を整備するため、障害者就業・生活支援センターの機能を強化するなど、企業及び障害者双方への支援を一層充実させること。

【直面している課題・背景】

- 雇用維持に係る助成金については、雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の見直し、産業雇用安定助成金の対象範囲の拡大、小学校休業等対応助成金・支援金の再開など、制度の見直しが随時行われてきたが、今後も、感染症の拡大や災害の発生時など、事業活動に大きな影響が及ぶ状況下においても雇用の維持が図られるよう、引き続き制度を柔軟に見直していくことが必要であり、併せて活用に向けた周知広報を行うことが必要である。

- 中長期的には、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が課題となっている。一方で、正規雇用恵まなかった若者、女性、中高年齢者、障害のある人などは、意欲があっても就労が難しい状況にある。働く人一人ひとりの希望に沿った就労や多様な働き方を実現するため、職場環境の整備や働き方改革の推進に係る支援、人材確保へのきめ細かな支援が必要である。
- テレワークについては、感染拡大を受け企業における導入が進んだが、企業規模や業種・職種によって実施状況に差があり、これまでテレワークを導入していない企業や、導入したが課題を感じている企業においても更なる活用が進むよう、引き続き助成金の拡充など支援の充実が必要である。
- 令和3年6月1日現在の県内の民間企業における障害者の実雇用率は、2.15%と10年連続で過去最高を更新しているものの法定雇用率に達しておらず、法定雇用率達成企業の割合も49.0%と約半数の企業が雇用率を達成していない状況となっている。
また、障害者を1人も雇用していない企業は838社であり、未達成企業に占める割合は58.6%となっていることから、企業に対する障害者雇用の理解促進をより一層図る必要がある。
- 特に、就職した障害者のうち、精神障害者の割合が5割近くを占めている中、精神障害者の定着率は他の障害種別に比べて低いことから、就職後において企業及び障害者の双方に対する定着支援が重要である。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(4) 成田国際空港の更なる機能強化

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省、
財務省、農林水産省、文部科学省、
内閣府

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】① 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等

【具体的な提案・要望内容】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

(1) 成田国際空港の地位の維持・強化

成田国際空港のアジアにおける国際拠点空港としての地位を維持・強化させるために、一層の配慮をすること。

(2) 地域と空港の発展が好循環する地域づくり

成田国際空港の更なる機能強化の効果を最大限発揮し、地域の全域に波及させるためには、令和元年度に国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社の四者で策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」の着実な推進が大変重要であることから、国策事業である成田国際空港の更なる機能強化策の実施に理解を示した地域に対し、国もしっかり寄り添いながら、以下の事項について、真摯に対応すること。

ア 成田国際空港株式会社が進める成田国際空港の更なる機能強化に伴い必要となる移転先整備や道路付替え等については、都市計画等の地域の各種計画と調和のとれたものとなるよう、しっかりと働きかけること。

イ 空港内の施設整備に関するマスタープラン（「新しい成田空港」構想）は、空港周辺の地域づくりにも大きな影響を与えるものであり、それを踏まえた「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」の見直しや、空港を生かした地域づくりのために必要な事業の検討等が求められることから、その詳細の検討に当たっては、成田国際空港株式会社が県や市町と連携を密にするよう、働きかけること。あわせて、旅客・貨物ともに成田空港自体が国内外から選ばれる魅力ある空港となるよう、商業施設の拡大や新たなサービスの導入等も考慮すること。

ウ 国策である更なる機能強化を地域で支え、生かすまちづくりを進めるため、さらに、日本の国際競争力の強化につなげるためには、令和3年1月に提案した特区による規制緩和は必須であることから、空港周辺9市町を国家戦略特区区域として早期に指定すること。

特に、民間事業者の参入を促進するため、空港周辺への航空物流施設等の更なる集積を目指すに当たり支障となっている土地利用規制緩和の実現を図ること。

また、県が国家戦略特区制度に基づき提案した外国人在留資格「特定技能」の特定産業分野へ倉庫業を追加することについては、必要に応じて対応を検討していくとの回答を得たところであり、引き続き対応の検討を進めること。

エ 成田国際空港の更なる機能強化に伴い、空港周辺地域の取り巻く環境の変化により、成田財特法に基づく事業をはじめ、新たに生じる公共施設等の整備・更新等に当たっては、地元負担軽減に協力すること。

(3) 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した更なる機能強化の実施に当たっては、平成30年3月13日の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

ア 更なる機能強化に併せた成田国際空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意内容の着実な履行に配慮すること。

イ 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。

ウ 令和2年度に改定された周辺対策交付金制度については、地元市町の意見も踏まえながら、活用状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より空港周辺地域の発展に資するものとする。

エ 環境対策・地域共生策等の充実を図るための今後の財源確保について、空港会社から国への配当を原資とするといった、地域へ還元する仕組みをつくるなど、あらゆる方策を講じること。

(4) 航空分野のグリーン施策の推進

航空分野において国内外で加速している脱炭素化の動きに対応していくため、航空会社や空港会社をはじめとする幅広い関係者が連携しつつ、航空分野全体で脱炭素化を推進していく仕組みを整備することが急務となっていることから、以下の事項について、しっかりと取り組むこと。

ア 空港の脱炭素化の実現に向け、国としても支援を実施するなど、積極的に取り組むこと。あわせて、地域と空港が連携した脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの空港内外における積極的活用などについて、空港周辺自治体とともに検討、取組を推進すること。

イ SAF（持続可能な航空燃料）のサプライチェーンの構築は、国際航空ネットワークの維持・強化に必要不可欠であることから、SAFの導入・普及促進に向けた政策を積極的に進めること。

2 航空機からの落下物防止対策の強化

航空機からの落下物防止対策について、地域住民の不安を解消するため、万全を期すこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

3 成田国際空港の利便性の向上

更なる機能強化の効果を発揮し、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込むとともに、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、アクセスをはじめとする成田国際空港の利便性向上に関する取組を更に加速させること。

（１）成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。

（２）成田空港と新東京駅を直結する都心直結線の調査・検討について、関係者が協議する場を早期に設置すること。

（３）空港利用者の快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等（C I Q）の更なる迅速化を図ること。

4 災害時における空港アクセスの強靱化

成田空港が有する災害に強い内陸空港としての強みを活かせるよう、国において成田空港にアクセスする鉄道、道路の強靱化に取り組むこと。

なお、風水害や大地震等、従来の想定を超える自然災害が増加していることから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時における対応を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

- 首都圏の国際拠点空港である成田国際空港は、平成27年4月にLCC（格安航空会社）が入居する第3旅客ターミナルビルの供用を開始し、施設整備の面からも年間発着枠30万回化が完了した。また、高速離脱誘導路等の整備や、ファーストレーンの導入など、空港の利便性・快適性の向上を目指した取組を進めるとともに、環境対策・地域共生策の充実などに積極的に取り組んでいるところである。

- 我が国においては、近年、訪日外国人旅行者数が著しく増加しており、令和元年には過去最高となる約3,200万人となった。引き続き更なる増加が見込まれており、今後とも増大する国際航空需要に対し、成田国際空港は的確に対応していく必要がある。
- また、アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港は、我が国の国際競争力強化のために、アジア有数のグローバルハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。
- こうした中、国からは、滑走路の増設を含む成田国際空港の更なる機能強化が必要であるとして、成田国際空港に関する四者協議会の開催の要請があり、平成27年9月から具体的な検討が進められてきた。
- その後、住民説明会の開催などを経て、平成30年3月13日、国、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者で、成田国際空港の更なる機能強化策の実施について合意した。今後は、この合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等が実施される。
- このうち、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に係る「基本方針」について、県は、平成30年12月18日に変更決定を行い、令和2年4月1日に都市計画変更の告示を行ったところである。
- 更なる機能強化にあわせ、地域と空港の発展が好循環する地域づくりを進めていくため、平成30年3月に地域づくりに関する基本的な方向性や内容をまとめた「基本プラン」を、令和2年3月に具体的な施策を取りまとめた「実施プラン」を四者で策定した。
- 今後は、この「実施プラン」に基づき、地域活性化策を実施するとともに、空港内外の整備の進捗等に応じ、関係機関と不断の見直しを行う、成長するプランとしていく。
- さらに、「実施プラン」に基づく地域づくりを加速させるとともに、国策である成田空港の更なる機能強化を最大限活かした周辺地域の活性化を実現するため、民間事業者の参入しやすい地域づくりを目指し、土地利用規制の緩和を軸とした国家戦略特区の提案を令和3年1月に行ったところである。
- 成田空港は豊富なネットワークを有する我が国最大の国際線基幹空港であり、国際物流拠点となっている。また、空港会社は「NAAグループ中長期経営構想」の中で、航空物流拠点化の促進を位置付けており、更なる機能強化とともに取り組んでいくこととしている。県としても、特区の早期指定に取り組むことで、民間活力の導入を促進し、成田空港を旅客のみならず航空貨物の東アジアの拠点とすることを目指していく。
- 成田空港の更なる機能強化の効果を最大限発揮し、航空貨物の東アジアの拠点を目指すためには、空港で働く人材の確保が重要な課題となる。県が行

った国家戦略特区の提案の一つとして、外国人在留資格「特定技能」の特定産業分野に「倉庫業」を追加するよう求めたところ、国からは、特定産業分野への追加については全国的な視点から可否を判断する必要がある、庫内作業の省人化・機械化など物流生産性向上の取組状況のほか、倉庫業の雇用情勢や業界団体の意向等を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討していく旨の回答を得たところである。

- 空港周辺市町のまちづくりの具体化を進め、民間事業者の参入を促進させるためには、この特区区域の早期指定とともに、令和3年12月に公表された滑走路整備計画の着実な推進、さらには空港そのものの魅力を高める取組も重要である。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う、成田財特法は重要な要素であり、引き続き、同法を活用した計画的な公共施設の整備を図っていく必要がある。
- 更なる機能強化においては、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要なことから、適切な情報提供等を遺漏なく行う必要がある。
- また、国土交通省及び成田国際空港株式会社等において検討が進められている空港の再エネ拠点化等を含む空港分野のCO₂削減を進めていくためには財政的支援が必要となることから、国において積極的に対応する必要がある。あわせて、脱炭素社会の実現に向けては、地域連携・レジリエンス強化や空港アクセスなど地域と空港の連携した地域づくりが重要となる。
- 航空機運行分野におけるCO₂削減についても、成田空港におけるSAFのサプライチェーン構築は、アジアにおける成田空港の地位向上や安定的な国際航空ネットワークの構築につながり、空港を核とした地域づくりを進めていく上で重要な課題となる。加速的に進む世界的な動きに遅れることなく、関係する官民が連携して進めていくためには、国が積極的にイニシアティブを取って対応することが重要である。

2 航空機からの落下物防止対策の強化

- 航空機落下物については、国において平成31年に未然防止対策が強化されたところであるが、令和4年2月、空港内であったが、部品欠落事故が発生し、欠落部品も大きく、一歩間違えば人命に関わるものであった。また、その後も大きな部品の欠落事故が立て続けに発生しており、看過することのできない事項と捉えている。
- 空港周辺の住民は、落下物の不安を抱えており、これを解消するためにも落下物防止対策に万全を期す必要がある。
- また、事案が発生した場合には、空港周辺の住民の不安を解消するためにも、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

3 成田国際空港の利便性の向上

- 首都圏における航空需要に的確に対応し、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港の一体的活用の推進により、首都圏における国際航空機能の最大化を図ることが重要である。
- そのためには、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化及び災害時のアクセス強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。
- 成田空港への鉄道アクセスについては、平成22年に都心と成田空港間を36分で結ぶ成田スカイアクセスが開業するなど、着実に交通利便性の向上が図られているが、国において、成田空港と東京都心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査が進められている。
- この都心直結線は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性の見極め、事業主体や事業スキーム等についての課題も示されている。
- 複数の都県を跨ぐ都心直結線について、このような課題に対応していくためには、今後、国の主導により、関係地方公共団体や鉄道事業者を含む関係者で協議していく場の設置が求められる。

4 災害時における空港アクセスの強靱化

- 令和元年房総半島台風の際には、成田空港の滑走路の運用が正常である一方、空港から県内や首都圏方面へ向かう鉄道の運休や高速道路の通行止めによりアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。これを受け、令和元年東日本台風やその後の大雨の際には、滞留者を発生させない方策として航空機の着陸禁止措置を実施した結果、滞留者は抑えることができたが、災害時においても利用者が安全に目的地にたどり着けるよう対処することが、我が国の国際拠点空港としての責務であり、可能な限り着陸禁止措置を採ることは避けるべきと考える。このため、圏央道の早期整備をはじめ、道路や鉄道等、アクセスの強靱化について、国が積極的に取り組むことが不可欠である。
- また、令和2年1月31日には、航空法の変更許可が行われ、更なる機能強化に係る空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生していることから、こうした状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(4) 成田国際空港の更なる機能強化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

- ② 新型コロナウイルス影響下の成田国際空港株式会社及び航空関連事業者への支援と旅客回復に向けた取組

【具体的な提案・要望内容】

成田空港のネットワーク維持に向けて、厳しい状況が続く成田国際空港株式会社や航空関連事業者に対する支援に取り組むこと。

成田空港旅客便の早期回復・増便、航空旅客の増加に繋がるよう、関係機関と連携し、航空機を安全・安心に利用できる仕組みを速やかに構築すること。

【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、令和3年の成田空港の国際線旅客数は、開港以来過去最低となる等、成田国際空港株式会社や航空関連事業者は大きな打撃を受けている。
- 航空会社で構成される国際組織であるIATA（国際航空運送協会）の予測では、世界の航空旅客需要が新型コロナウイルスの影響を受ける前のレベルに回復するのは令和6年としている。
- 空港内だけでも4万人を超える従業員を抱える成田空港は、その周辺にも多くの航空関連企業が立地しており、加えて、例えば宿泊や観光など、成田空港発着便の動向が地域に与える影響は非常に大きなものとなっている。
- 国内及び国際線旅客便を回復・増便させ、安全・安心に利用できる仕組みを確保した上での旅客の早期増加による本県、さらに我が国の経済回復と、訪日外国人旅客数6,000万人とする政府目標の実現を図るためにも、成田空港のネットワーク維持と、それに向けた空港会社や航空関連事業者への支援が必要であり、厳しい状況が長引いていることから、引き続き、しっかりとした支援を要望する。

- また、航空会社においては、新型コロナウイルス感染症の検査結果などが確認できるデジタル証明書の導入・普及を進めるなど、国際的な人の往来の再開に備え、安全・安心でスムーズな渡航を目指した取組を進めている。さらに、国内線においても、事前にPCR検査を受けられるサービスを導入するなど、安心して航空機を利用できるよう様々な対策に取り組んでいる。
- 国においては、こうした取組の支援はもとより、ワクチン証明の導入など、航空機を安全・安心に利用できる仕組みに関して、国際間の取り決めによる世界的なルール化を図り、旅客便の早期回復・増便、航空旅客の増加に繋がるよう関係省庁と連携して取り組む必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(5) 観光立県の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の回復に対する支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 本県の観光産業は、房総半島台風に続き、感染症の影響で長期にわたり厳しい状況が続いており、落ち込んだ観光需要の回復が必要となる。
今後、国の GoTo トラベル事業の再開が予定されているが、上記の状況を考慮いただき、切れ目の無いかつ長期間の需要喚起が可能となるよう、令和5年度においても引き続き需要喚起策を実施すること。
- 2 同時に、マイクロツーリズムやワーケーション、スポーツツーリズムなど、環境変化に伴う新たな観光需要の高まりを捉え、新たな観光ビジネスモデルを創出する必要がある。
そこで、国においても、新たな観光需要に対する事業の立ち上げや事業転換などに意欲的に取り組む観光事業者・宿泊事業者等への支援を、ソフト・ハード両面において新設・拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 房総半島台風に続き、長期化する新型コロナウイルス感染拡大により、観光関連産業は深刻な影響を受けている。
本県においても、観光入込客が平成25年以降、平成30年まで毎年過去最高を更新するなど増加傾向にあったが、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年の観光入込客数は対前年比41.8%減、宿泊客数は対前年比55.2%減となるなど、国内外からの観光客が大幅に減少し、観光関連産業は大きな打撃を受けている。
- このような苦しい状況の中、観光関連団体からは事業継続のため、事業者に対する支援などの要望が多く寄せられている。
- 県では、「ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーン」や「千葉とく旅キャンペーン」などにより観光需要の喚起に取り組み、さらに、ワーケーションの促進や中長期的な観光需要拡大に向けたコンテンツ開発への支援など

を行っている。

- 今後、国の GoTo トラベル事業の再開が予定されているが、観光消費額や宿泊者数が感染拡大前の水準に戻るまで、切れ目無くかつ長期間の需要喚起策を実施する必要がある。
- また、国においても、新たな事業や事業転換を行う意欲的な取組をする事業者に対する支援メニューを用意しているが、観光需要を回復させるためにはまだ十分とは言えないため、マイクロツーリズムやワーケーション、スポーツ・ウェルネスツーリズムなど、新たな観光需要に対する事業の立ち上げ・事業転換などに意欲的に取り組む観光事業者・宿泊事業者への支援を、ソフト・ハード両面において新設・拡充が必要と考える。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(5) 観光立県の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

② 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C Eの推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 訪日プロモーション関連事業に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンド需要が落ち込んだことから、収束後を見据え、諸外国のニーズの把握や正確な情報の発信に努めるとともに、国内外の感染状況を見極めながら、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーション等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めること。

併せて、M I C E誘致の国際競争力強化のため、我が国が魅力的なM I C E開催地であることの情報発信等に努めるとともに、国際会議等の開催情報に関係する都道府県に速やかに情報提供すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図るための取組の重要性が高まってきている。
- 国においては、平成28年3月末に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、そして、その後も見据えて、訪日外国人旅行者数について新たな目標を、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、観光先進国に向け、万全の対策を講じることとした。
- 2019年の訪日外国人観光客数は、3,188万人と過去最高を記録したところであるが、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年2月以降順次、水際対策が強化された影響で、2020年の訪日外国人観光客数は前年比87.1%減の412万人、2021年には前年比99.2%減の25万人となり、現状は非常に厳しい環境に直面しているところである。
- 本県ではこれまでも、外国人旅行者の誘致促進のための各種事業に取り組んできたところであるが、今後、取組を更に強化し、空港周辺や都市

部地域だけでなく県内を広く周遊し、滞在の長時間化を進めていくためには、実際の受入れを担う、地方を主体とした国との連携事業の充実が必要である。

- また、衛生面の配慮や安心・安全に対する取組など、新型コロナウイルスの感染拡大により、変わりつつある旅行者のニーズにしっかりと対応し、正確な情報発信や地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションにより、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めていく必要がある。
- 併せて、M I C E 誘致の国際競争力強化に向け、幕張メッセ等魅力的なM I C E 開催施設が我が国にあることの情報発信や、国や国際関係機関が開催に関わる国際会議の開催情報を都道府県へ速やかに提供することで、外国人の更なる来訪を図る必要がある。

【参考】

○年度別訪日外客数

月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前々年比
1	944,009	1,218,393	1,851,895	2,295,668	2,501,409	2,689,339	2,661,022	46,522	-98.3%
2	880,020	1,386,982	1,891,375	2,035,771	2,509,297	2,604,322	1,085,147	7,355	-99.7%
3	1,050,559	1,525,879	2,009,550	2,205,664	2,607,956	2,760,136	193,658	12,276	-99.6%
4	1,231,471	1,764,691	2,081,697	2,578,970	2,900,718	2,926,685	2,917	10,853	-99.6%
5	1,097,211	1,641,734	1,893,574	2,294,717	2,675,052	2,773,091	1,663	10,035	-99.6%
6	1,055,273	1,602,198	1,985,722	2,346,442	2,704,631	2,880,041	2,565	9,251	-99.7%
7	1,270,048	1,918,356	2,296,451	2,681,518	2,832,040	2,991,189	3,782	51,055	-98.3%
8	1,109,569	1,817,023	2,049,234	2,477,428	2,578,021	2,520,134	8,658	25,916	-99.0%
9	1,099,102	1,612,208	1,918,246	2,280,406	2,159,595	2,272,883	13,684	17,720	-99.2%
10	1,271,705	1,829,265	2,135,904	2,595,148	2,640,610	2,496,568	27,386	22,113	-99.1%
11	1,168,427	1,647,550	1,875,404	2,378,079	2,450,800	2,441,274	56,673	20,700	-99.2%
12	1,236,073	1,773,130	2,050,648	2,521,262	2,631,800	2,526,387	58,673	12,100	-99.5%
年計	13,413,467	19,737,409	24,039,700	28,691,073	31,191,900	31,882,049	4,115,828	245,900	-99.2%

出典：日本政府観光局令和4年1月19日発表資料

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(6) 外国人材の適正・円滑な受入れ

提案・要望先 法務省出入国在留管理庁
厚生労働省、経済産業省
国土交通省、農林水産省
千葉県担当部局 総合企画部、健康福祉部
商工労働部、農林水産部
県土整備部



【提案・要望事項名】外国人材の適正・円滑な受入れ

【具体的な提案・要望内容】

- 1 外国人材を適正に受け入れていくため、国の地方支分部局と地方自治体及び関係機関の役割の明確化を図ること。また、情報共有や相互連携を図る分野横断的な総合調整の場を国の主導により設置すること。
- 2 外国人材の円滑な受入れを図るため、新型コロナウイルス感染症による影響が軽減した後における需要の回復も考慮した上で、人手不足の状況等を踏まえながら、引き続き特定技能試験の実施国や実施回数の拡大といった受験機会の更なる拡大などに取り組んでいくこと。

【直面している課題・背景】

- 特定技能の資格で在留する外国人は、制度開始5か年の最大見込数を345,150人としていたところ、令和3年12月31日時点で49,666人（うち千葉県3,225人）にとどまり、十分な受入れ成果が出ていない。
- こうした中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「対応策」という。）を令和3年6月に改訂したところであるが、対応策によって示された取組の中には、特定技能外国人のマッチング支援や特定技能制度の在り方についての検討等において、地方自治体と連携する旨が記載されていながら、事前の調整が図られず、また、地方自治体の具体的な実施内容が明示されていないものが一部に見受けられることから、国と地方自治体の役割分担を明らかにするとともに、法務省の総合調整機能の下、都道府県単位で関係機関が情報共有と的確な相互連携を図っていくことが不可欠である。

- 対応策では、技能試験について、海外では試験実施国・試験実施回数を拡大、国内では地方都市での実施・試験実施回数を拡大していくとしており、今後、この方針を一層推進することが求められる。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】① 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、助成水準を維持するとともに支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の転換実績に応じた配分とすること。

【直面している課題・背景】

1について

- 農地、農村を維持し、食料の安全保障を確保するためには、稲作農家が安定的に収入を得られる環境を整えることが重要である。

需要に応じた生産に向け、排水不良の湿田が多い本県では、これまで国の充実した助成金を活用しながら飼料用米等への転換を中心に取り組んできた。転換作物を生産する農業者にとっては、助成水準の引き下げは農業経営に影響を及ぼすことになる。

そのような中、令和4年産から飼料用米等の複数年契約に対する国の追加配分が減額(新規契約分は支援なし)され、実質的に収入減少となることから、助成制度に対する農家の信頼が失われかねない状況である。そのため、需要があり、より定着性の高い作物への転換に対する投資を躊躇する農業者もみられる。
- これら農業者の不安を払拭し、新たな転換作物や飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするために、転換作物ごとの助成水準(戦略作物助成や産地交付金の国追加配分単価)の維持と支援制度の恒久化が必要である。
- また、令和3年度に新設された都道府県連携型助成については、主食用米からの転換拡大の大きな後押しとなることから、農業者等からも今後の継続を望む声が多い。

2について

- 産地交付金については、都道府県への配分ルールが明確でなく、本県への配分額（令和3年度 518,436 千円）は、水田面積に比して少ない状況にある。

過去、本県においては、主食用米からの転換が進まなかったことから、配分額が低く設定されていたと考えられるが、近年は転換実績が上がっているところであり、今後、本県において、より定着性のある収益性の高い作物への転換拡大を促進するためにも、本県に対する交付金の拡充を求める。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

- ② 農業経営基盤強化促進法等の一部改正による制度変更に対応した支援
【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 法改正により、県や市町村等の関係機関において、地域計画の策定や計画の達成に向けた農地の集約化の推進など、大幅な事務の増加が見込まれることから、関係する制度の変更の詳細を早期に示し、十分な説明を行うとともに、必要な予算措置等を講じること。
- 2 市町村が地域計画を策定するにあたっては、地域で十分な話し合いを行う必要があるなど、多くの負担が生じることから、市町村への支援策を充実させること。

【直面している課題・背景】

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案では、市町村や農業委員会においては地域計画の策定に係る対応、農地中間管理機構においては農用地利用集積等促進計画の策定などの新たな業務への対応、都道府県においては農用地利用集積等促進計画の認可業務などにより、事務や経費の負担が大幅に増加することが見込まれる。
- このため、制度変更に当たっては、早期に詳細を関係者に示し、手続の簡素化など事務負担の軽減に配慮するとともに、都道府県等に新たな財政負担が生じないように、国において十分な予算措置を講じる必要がある。
- 法改正では、人・農地プランを法定化し、市町村は新たに地域計画を改正法の施行期日から2年を経過する日までに策定することとされている。
- 地域計画は将来の地域農業の在り方等を定める重要な計画で、策定には地域で十分な話し合いを行う必要があるなど、多くの負担が生じることから、策定に向けて、市町村等への支援策を充実させる必要がある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、総務部、教育庁



【提案・要望事項名】

③ 新規就農者の育成に向けた支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「新規就農者育成総合対策」のうち、新規就農者等への資金助成制度である「経営開始資金」、「就農準備資金」及び「雇用就農資金」について、引き続き全額を国費により措置すること。
- 2 「農業教育高度化事業」について、各都府県に統一して設定されている補助要望額の上限を廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、国は「新規就農者育成総合対策」を実施しているが、このうち、新規就農者等への資金助成制度である「経営開始資金」、「就農準備資金」及び「雇用就農資金」については、令和3年8月の概算要求で地方の経費負担等が盛り込まれたものの、地方からの要望を受け止め、12月の概算決定で撤回されたところである。

本制度は予算規模が大きいいため、地方に財政負担を求めることは、支援対象者数や支援額に地域格差が生じることが懸念される。

- また、農業大学校、農業高校等の農業教育機関における教育カリキュラム強化等を支援する「農業教育高度化事業」については、各都府県に統一して補助要望額の上限（1,500万円）が設定されているが、農業教育機関の数は各都府県によって大きく異なる状況にある。

本県は、農業関係高校の数が多く、補助要望額の上限が統一して設定されていることで、農業大学校、農業高校等における教育カリキュラムの強化等を十分に行うことが困難になっている。

【参考】

- 1 「経営開始資金」及び「就農準備資金」の開始に当たり、令和3年度に実施された地方の経費負担等の変更を求める要望の状況
…全国知事会：令和3年9、10、12月、千葉県：令和3年9月
- 2 千葉県における農業関係高校の数
…公立 14校、私立 1校

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】④ 新規漁業就業者の確保に向けた給付金制度の拡充

【具体的な提案・要望内容】

漁業における新規就業者を継続して確保するため、農業政策と同様に漁業においても収入が不安定な就業直後の経営を支援する給付金の交付期間を延長するとともに、漁家子弟についても制度の対象とすること。

【直面している課題・背景】

- 漁家子弟以外の新規就業希望者が漁業に就業する場合、就業直後の経営安定に資する給付金の交付期間が、農業の3年間に對し、漁業は1年間と短い。
- また、当該給付金制度は、漁業への定着率が比較的高い漁家子弟（3親等以内）は対象とならないなど、現場からの要望に十分に応えるものではないことから、新規就業者の継続した確保・育成を図るため、農業政策同様の給付金制度の拡充による持続的な担い手づくりが必要である。

【参考1】農業と漁業との給付金制度（経営開始時）の違い

	給付期間	給付金額
農業	3年間	150万円/年
漁業	1年間	150万円/年

【参考2】漁業経営体に占める小型漁船漁業の割合

（単位：経営体数）

	全体	小型漁船漁業（割合）
平成20年	3,118	2,508（80.4%）
平成25年	2,441	2,019（82.7%）
平成30年	1,796	1,448（80.6%）

※小型漁船漁業：総トン数10トン未満（漁業センサス）

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】 ⑤ スマート農林水産業の普及促進に向けた支援

【具体的な提案・要望内容】

ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の早期普及を図るため、水産分野での実証事業を創設するとともに、農業分野では引き続き国庫補助事業の十分な予算の確保をすること。

【直面している課題・背景】

- 農山漁村における担い手の減少や労働力不足を補うため、ロボットやICT等の技術を活用したスマート農林水産業の普及を早期に図る必要がある。しかし、機器の導入には多額の費用が発生することから、投資に見合う効果が得られるか不安視する農林漁業者が多い。
- 農業分野においては、スマート農業の実証事業により、導入効果の実証や費用対効果の検証などを行い、農業者が実際に機械等を活用することで、スマート農業に対する農業者の理解が進み普及拡大に成果をあげている。今後も様々な品目や生産工程においてスマート農業を普及させるためには、実証事業等の取組が重要であるため、引き続き、十分な予算の確保が求められる。
- 水産分野においては、漁業者の理解と民間企業等による現場ニーズにあった技術開発を促進するため、スマート水産業の実証事業の創設と十分な予算の確保が求められる。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】⑥ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

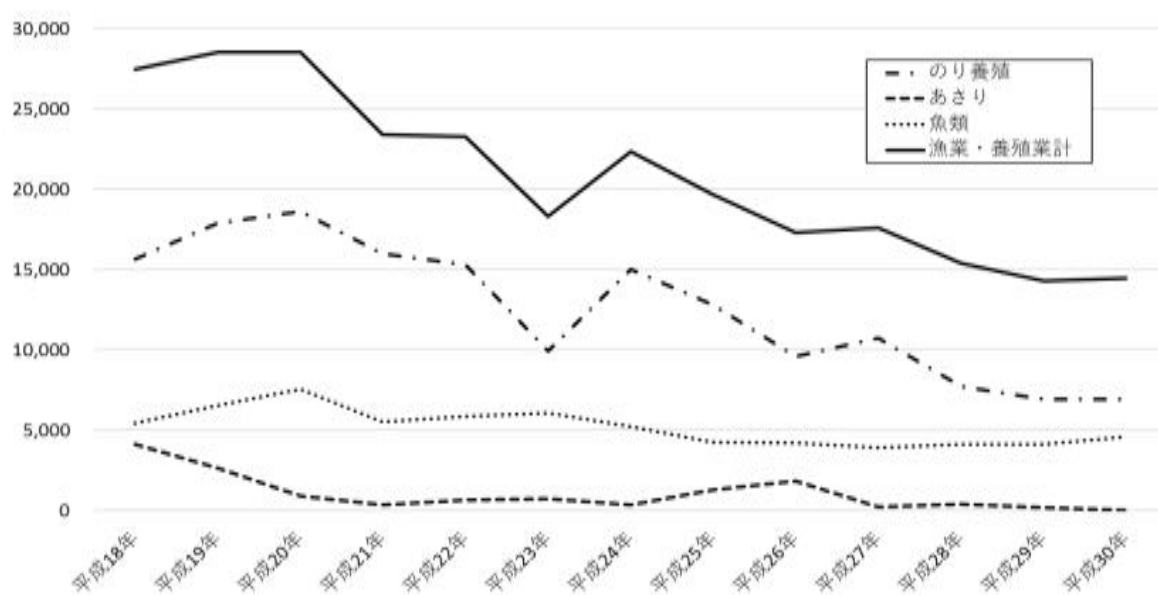
- 1 東京湾の貧酸素水塊は、水生生物の生息環境を悪化させ、本県漁業に深刻な影響を及ぼしていることから、発生メカニズムの解明や解消に向けた対策手法を開発すること。
- 2 東京湾では季節や場所によって栄養塩類の偏在が確認されており、赤潮の発生やノリの色落ちなどの一因となっている。このことから、瀬戸内海などの先進事例を踏まえ、東京湾の水域特性に合わせた適切な栄養塩類の管理手法の開発を進めること。
- 3 減少した水産資源を回復させるため、水生生物の生息や産卵に適した底質改善や浅場造成等に国として積極的に取り組むとともに、県や漁業者による取組に必要な予算を確保すること。
- 4 河川等を通じて東京湾に流入する流竹木やプラスチックゴミ等は、漁場や養殖生産施設の機能を著しく損ね、その除去は漁業者の大きな負担となっていることから、流入量の削減や回収などの対策を強化すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾に流入する河川の流域は、本県のほか東京都、埼玉県、神奈川県、さらには山梨県や茨城県の一部に広がるなど広域にわたり、人口や工業出荷額については全国の約20%を占めるなど人口等の集中・集積に伴う環境負荷が大きい地域である。これを受け、国は東京湾再生推進会議を設置し、東京湾の環境改善に係る取組を進めており、水質の改善が進むなどの進展が見られる。しかしながら、水産生物の減少には歯止めがかからず、豊かな海への取組強化が求められている。一方、東京湾と同様の閉鎖性海域である瀬戸内海や有明海・八代海では、特別措置法が定められ、環境保全に関する基本計画の策定や、財政面での特例措置を設けるなどの取組を国が率先して進めている。

- 東京湾では、他の閉鎖性海域と同様に大規模な貧酸素水塊が広がり、貝類やカレイの稚魚などを死滅させ、漁業に深刻な影響を及ぼしているが、抜本的な解決策は見出されていない。
- 東京湾の水質は改善傾向にあるものの、湾奥部では依然として富栄養化により赤潮が発生する一方、富津岬周辺では栄養塩類の不足によりノリの色落ちが発生するなど、栄養塩類の偏在が問題となっている。水質の保全と栄養塩類の管理を両立させるには、高度な技術と知見が必要であり、瀬戸内海などで実施されている取組事例を踏まえ、東京湾の特性に合わせた栄養塩類の適正管理手法の開発が求められている。
- 産卵場の底質改善や稚魚の生息場となる浅場の造成は、減少した水産資源の回復に有効とされており、県は漁業者による取組を支援してきたが、より高い事業効果を得るためには、国が先進的な研究成果に基づき広域的に取組を実施する必要がある。また、県は「水産多面的機能発揮対策事業」を活用し、漁業者など活動グループによる干潟の機能保全活動等を支援しているが、国の予算額は令和元年度の 2,855 百万円をピークに減少し、令和 2 年度は前年度の約 6 割にとどまっており、事業を円滑に進めるために予算の確保が必要である。
- 東京湾には非常に多くの流入河川があり、河川等を通じて東京湾に流入する流竹木やプラスチックゴミ等は膨大な量に上っている。そして、漁場や港内に流入・蓄積したものは漁具や養殖資材等を破損し、漁業生産活動の支障となることから、被害者である漁業者自らが流竹木やゴミの除去、破損した資材の修復を行っており、大きな負担となっている。

【参考：東京湾（浦安市～富津市）の漁業・養殖業生産量の推移】



資料：農林水産省 海面漁業生産統計調査（平成 18 年～平成 30 年）

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省
千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部



【提案・要望事項名】⑦ 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 鳥獣被害対策の従事者を確保するため、自衛隊OB等に対して、鳥獣被害防止活動への参加を促すよう、広報・普及活動を充実させること。
- 5 外来生物への対策を強化すること（国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実、特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及、特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化）。
- 6 有害獣の侵入防止を目的に道路に設置する獣害対策用グレーチングについて、導入に対する助成を拡充するとともに、低コストで実施できるよう技術開発の支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。

しかしながら、野生鳥獣による令和2年度の農作物の被害金額は、約3億5千9百万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その約50%を占めている。

- 近年、被害金額は4億円前後で高止まりし、被害地域が拡大しつつあることも背景に、市町村からの事業実施要望は依然として強い状況である。

- また、国の交付金は、ここ数年、県への配分額は増えているものの、要望額も増えている状況であり、令和３年度においては充足率が８１％と依然として必要額は措置されていない。
- また、国予算については、令和３年度当初予算の１１，００５百万円に対し、令和４年度概算決定額は１０，００３百万円と、減額となっていることから、有害鳥獣被害対策の重要性に鑑み、要望に対して十分な予算を確保する必要がある。

２ 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシをはじめとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。
- 特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

３ 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような新たな技術の開発が待たれている。
 - ・ 常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となるよう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発。
 - ・ ＩＣＴを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムの開発。
 - ・ 化学的防除技術の研究・開発。
 - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

４ 自衛隊ＯＢ等の鳥獣被害防止活動への参加を促す広報・普及活動の充実について

- 捕獲従事者や農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊ＯＢである隊友会員に向けたパンフレットの配付を依頼するなどの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のためには、引き続き、自衛隊ＯＢ等に

狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい、鳥獣被害防止活動への参加を促す取組が必要である。

5 外来生物への対策の強化について

- 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定外来生物に指定され、輸入や飼養等が禁止されている。
- 国内に生息する特定外来生物は、国が必要と認めたものについて、国により防除することとされているが、実態として防除の実施は、希少種の生息する島しょ部などの一部の地域に限られている。また、特定外来生物の中には移入初期段階での対応が遅れたことにより、生息数や生息地域が増加・拡大してしまい、防除が困難となった事例もある。
- 県では防除実施計画を策定し、主体となって防除を行っているところであるが、早期防除が重要であることから、以下のような対策が必要である。
 - ・ 国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実
 - ・ 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及
 - ・ 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化

6 獣害対策用グレーチング導入に対する助成拡充及び低コスト技術開発の支援について

- 防護柵と道路が交差する開口部には、開閉式の門扉を設置し、獣類の侵入を防ぐ方法もあるが、道路管理者から設置許可が得られない場合が多いため、門扉を設置できず、獣類の侵入口となってしまう。また、門扉を設置した場合でも、通行車両との接触の危険性や、開閉の労力が課題となっている。
- 獣害対策用グレーチングであれば道路に設置許可が得やすい上、通行車両との接触危険性もなく、開閉の労力も必要がないことから、侵入防止対策に有効である一方、資材費が非常に高額であるため、導入が進んでいない状況となっている。
- そこで、鳥獣被害防止総合対策交付金において、獣害対策用グレーチング設置の支援単価を新たに設定し、防護柵と同様、自力施工の場合に資材費全額の定額助成が可能となるよう要望する。
- また、獣害対策用グレーチングのコストの低減に向けては、価格を抑えた民間事業者等による資材の開発など、国の更なる支援が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(2) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理体制の構築等に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 改正漁業法に基づくTAC管理を基本とした資源管理体制の構築に向け、次の支援を講ずること。
 - (1) 新たなTAC管理魚種の検討に当たっては、地域性や漁業者が取り組む自主的管理の内容を考慮するとともに、関係者の十分な理解と協力を得て進めること。
 - (2) 水産資源の評価や管理の業務増大に対応するため、資源評価を担う研究員の増員や情報収集に係る機材導入等、体制整備に必要な支援を講ずること。
- 2 TAC管理が先行導入されているクロマグロについて、次の支援を講ずること。
 - (1) 漁業種類ごとの特性や魚群の来遊状況を十分考慮した漁獲枠の配分と速やかな追加配分に対応できる制度運用を図ること。
 - (2) 近年の資源量増加を踏まえ、小型魚の増枠と大型魚の更なる増枠に向け、引き続き国際委員会での交渉を強力に進めること。
 - (3) TACを遵守するための休漁などにより、沿岸漁業者の負担が増大していることから、十分な経営支援策を講ずること。

【直面している課題・背景】

- 国は、漁業法を改正し、TAC管理を基本とする新たな資源管理体制の構築により資源管理を強化するとしているが、大小多くの漁船が多様な漁法で様々な魚種を来遊に応じて漁獲する本県においてTAC管理を推進するには、魚類の持つ地域性の把握や漁業者が取り組んできた自主的管理の評価を行った上で、関係漁業者の理解を得る必要がある。

- 国は、資源評価対象魚種を大幅に拡大して、適正な評価に基づく資源管理を行うとしていることから、県においても、業務量に適確に対応するため、調査研究員の増員とともに、新たな機材の導入や整備、情報収集体制の強化が必要となっている。
- TAC管理が先行導入されているクロマグロについては、小型魚（30kg未満）のTAC（漁獲可能量）が過去の漁獲実績の半分となっている。
また、クロマグロの来遊を待つて操業する本県の沿岸漁業者は、黒潮等により大きく変化する来遊状況で漁獲が左右されるが、来遊の多い時期にTACの速やかな追加配分が行えるよう、手続きの簡素化が必要である。
- 太平洋クロマグロの親魚資源量は2010年に底を打って以降、ゆっくりと回復しているとされており、本県漁業者からも同様の声が聞かれる。
我が国は、今年度の国際委員会において、TACの増枠を提案し、大型魚の15%増枠が認められたものの、小型魚については、認められていない。
- 本県の沿岸漁業者は、TAC遵守のための休漁や再放流によって収入機会を逸失していることに加え、資源が回復傾向にある中で再放流等の労力が増加するなど負担が増しており、支援策の強化が求められている。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(2) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

- ② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

【具体的な提案・要望内容】

国際水産資源であるサンマ、サバ類及びカツオは本県の水産業にとって最も重要な魚種であるが、公海等での外国漁船による漁獲も多いため、引き続き関係国と共同で資源評価を行い、科学的根拠に基づく資源管理の強化を図ること。

併せて、近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県沖合近くで行われることが増えており、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なる状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保を図ること。

【直面している課題・背景】

○ サンマ、サバ類及びカツオは、本県における最も重要な魚種であるが、サンマの漁獲量は令和3年に過去最低となり、マサバ資源は長年の減少傾向から増加傾向に転じているものの年変動が大きく、カツオの漁獲量は平成23年以降、低位の状況が続いている。これらの漁獲量の低迷は、漁業経営を圧迫するほか、水産加工業や観光業等への影響も懸念されるため、資源の適切な管理と持続的な利用が強く求められている。

○ 公海等における外国漁船による国際水産資源の漁獲量が増加していることから、日本を含めた関係国が参加するサンマ、マサバの資源管理を協議する北太平洋漁業委員会（NPFC）や、カツオに関する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、資源管理の措置に関する議論が行われており、引き続き、資源管理の強化を目指した関係国との合意に向け、日本の主導による国際交渉が必要とされている。

特に、サンマについては資源回復に向けた規制強化を提案しており、令和3年のNPFCにおいて、現在の漁獲枠から40%の削減について合意されたものの、国等別の漁獲枠の設定が見送られるなど実効性を高める

取り組みが必要とされている。

- 近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県銚子市沖合近くで行われることが増えており、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なる状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保が課題となっている。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(2) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省
千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】③ 地球温暖化に起因する「磯焼け」対策の充実【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地球温暖化に伴い、全国各地で深刻な漁業被害を生じさせている「磯焼け」対策として、実効性のある食害防除手法と藻類の増殖手法を開発すること。
- 2 藻場の再生や食害生物の駆除など、漁業者や地域の活動グループ、地元自治体等が取り組む藻場の保全活動を推進するため、必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 藻場は、アワビ、サザエ、イセエビなど磯根漁業の漁場であるとともに、多くの水生生物の産卵場、稚魚の生息場等として重要な役割を果たしている。しかしながら、近年「磯焼け」が全国的に急速に拡大しており、本県においても、「磯焼け」が広い範囲で発生している。しかしながら、現在、実効性ある食害防除手法や藻類の増殖手法は確立されておらず、早急な対策が必要となっている。
- 本県では、水産多面的機能発揮対策事業を活用して、漁業者を含む地域の活動グループが干潟や藻場の保全活動に取り組んでおり、近年は藻場の保全活動に取り組むグループ数が増加している。しかしながら、同事業の事業費を単年度で比較すると、現在の第3期対策は第2期対策の約6割まで減少していることから、活動に必要な事業費の確保が難しい状況にある。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(3) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、商工労働部



【提案・要望事項名】 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 日本から輸出される食品等に対する諸外国の規制解除等に関する最新の状況を把握し、都道府県等に速やかに情報を提供すること。
- 2 輸入規制を実施している諸外国に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置をとることがないように、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

- 原発事故に伴い諸外国において講じられた日本産農林水産物・食品の輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた 55 の国・地域のうち、41 の国等で規制が撤廃される一方で、14 の国等で規制が継続されている。
- 千葉県産の農林水産物・食品の輸出については、依然として中国が県産農林水産物等の輸入を全面的に停止しているとともに、台湾や香港など放射性物質検査を求めている国・地域があり、こうした規制措置は、輸出促進に当たっての大きな課題となっている。
- また、県産農産物の輸出が進むタイでは、近年、同国側の衛生管理制度の変更などに伴い、青果物の選別・梱包施設に関する規制が強化され、輸出に当たっての大きな障壁となっている。このような、諸外国における新たな規制や制度変更に対して、速やかな対応や産地への指導・支援が求められている。

令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(4) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際的な経済連携に対する農林漁業者の将来への不安を払拭するため、交渉状況等を速やかに情報提供するとともに、諸外国との生産性格差を調整するための、必要な国境措置を確保すること。
- 2 農林水産業の国際競争力の強化を図るため、体質強化対策を継続的に実施すること。

【直面している課題・背景】

1について

- 国際的な経済連携は、その交渉結果により、地域の基幹産業である農林水産業への価格低下等の影響が懸念されることから、県内の生産現場では、将来に対する不安感が大きく、交渉状況等の速やかな情報提供が必要である。
- 令和3年9月に中国及び台湾がT P P 1 1への加盟申請を行い、令和4年1月にはR C E P協定が発効するなど、経済のグローバル化が一層進展している。

2について

- 「日米貿易協定」及び「T P P 1 1」の発効による、本県の農林水産業への影響額は、国の方法に準じて試算すると、最大約47億円の減少となる見込みであり、本県農林水産業への影響が懸念されている。
- 「総合的なT P P等関連施策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大等に向けた、万全な対策の継続的な実施が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(5) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】家畜伝染病に対する防疫体制の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- (1) 最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が発生する原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- (2) 家畜伝染病発生時において、施設や飼養管理状況を勘案し、殺処分の対象範囲を限定することについて検討すること。
- (3) 畜産農家が遊休農地を農地のまま埋却予定地として取得できるよう農地法及び家畜伝染病予防法上の例外的な取り扱いを認めること。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- (1) 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等について、財政支援を拡充すること。
- (2) 家畜伝染病の発生時において、経営的に被害を受けるものの国の支援の対象外となる農家、また、生産物の流通に係る業者等の関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

3 効果的な豚熱の感染防止対策の実施について

- (1) 効果的な豚熱対策を実施するため、一定の条件下で生産者等のワクチン接種を可能とすると共に、肥育豚への複数回のワクチン接種を可能とすること。
- (2) 野生イノシシを対象に豚熱の感染状況を調査するため、検体を採取する際のとめ刺し等の作業において、本県では豚熱陽性の野生イノシシが確認されていないことから、防護服の代替として簡易着衣や既存のビニールエプロン等の使用を可能とすること。

【直面している課題・背景】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

- 本県の高病原性鳥インフルエンザの発生は、最新の設備・技術を導入したウィンドレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されている農場で発生した。今後の発生予防対策のため、その原因と感染経路の速やかな解明が不可欠である。
- また、家畜の殺処分に関して、農場内の全ての家畜を殺処分する以外の選択肢について（例えば、発生畜舎とそれに隣接する畜舎以外の畜舎も殺処分の範囲に含める必要があるかどうか）、科学的根拠に基づき検討する必要がある。
- 家畜伝染病予防法施行細則には、「家畜の飼養者は埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること」と記載がある。令和2年度に本県で発生した高病原性鳥インフルエンザは、大規模かつ連続的なものであり、多くの事例において埋却地の確保に苦慮した。この経験を踏まえ、県では養豚・養鶏農家に対し、埋却地の確保を強く指導しているところである。
この状況において、遊休農地が埋却地として活用できれば、埋却地の確保が見込めるが、現状の農地法では、埋却予定地として予め取得することは認められていない。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

- 県・市町村職員等を長期間にわたり動員した場合、多額の人件費が発生するため、費用負担が甚大となっている。
- 家畜伝染病の発生農家のみならず、移動・搬出制限により繁殖豚やヒナなど家畜生体の外部導入が制限された農家、また、生産物の流通に携わる業者等の関連事業者にも多額の損失が発生する恐れがある。
特に、関連事業者はフル稼働の体制が整うまで数ヶ月かかることが見込まれ、経営への影響が懸念される。

3 効果的な豚熱の感染防止対策の実施について

- 認定獣医師による豚熱のワクチン接種が可能となり、適切な時期でのワクチン接種の実施に取り組んでいるが、依然として他県では豚熱が発生している。県内の獣医師数に限度があるなかで、効果的な豚熱対策を行うには、家畜防疫員や知事認定獣医師の立会いのもと、生産者等のワクチン接種を可能とするとともに、複数回のワクチン接種の実施により、免疫付与率を向上させることが必要である。
- 本県は国の手引きに従って「野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル」を作成し、とめ刺し等の作業においては、防護服等の着用を指導している。
県は捕獲作業を猟友会に依頼しているが、人手不足と構成員の高齢化のため、防護服での作業やその着脱は身体的負担が大きく、夏場では、暑さの影響で作業効率が著しく低下する。そのため、交差汚染防止の対策をとることは大前提として、負担軽減のため、防護服をより簡易な着衣等に代替できないかとの意見が挙がっている。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(6) 農林水産物の消費拡大に向けた支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】 農林水産物の消費拡大に向けた支援

【具体的な提案・要望内容】

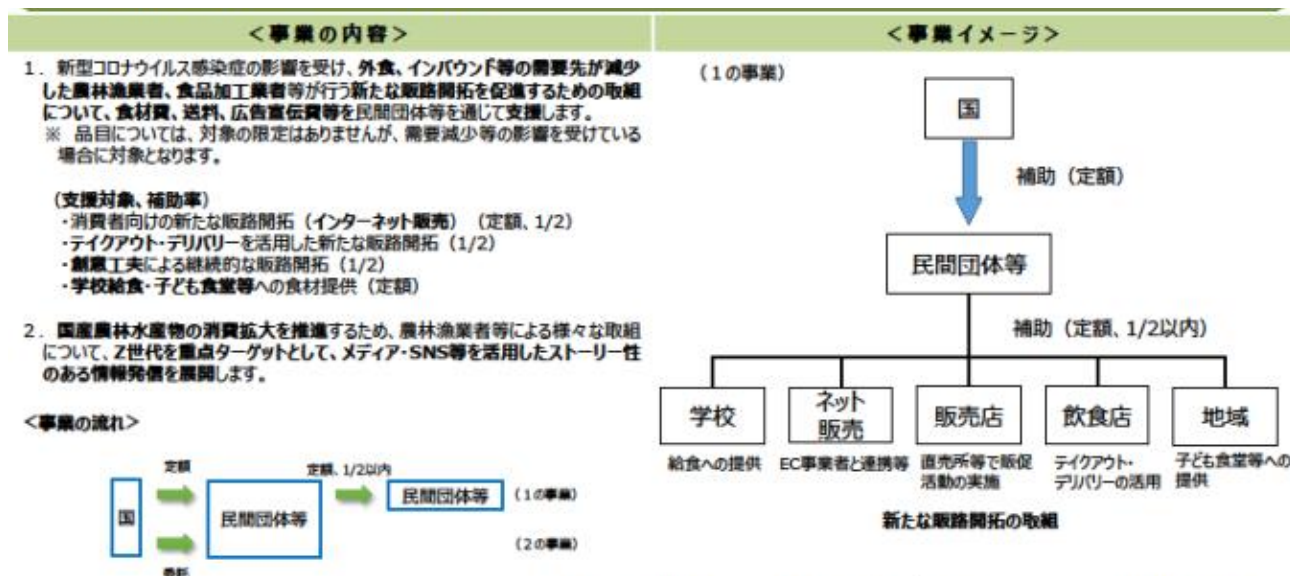
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、農林漁業者や食品加工業者等の新たな販路開拓の取組を支援する「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」を、令和5年度も継続して実施すること。

【直面している課題・背景】

- 新型コロナウイルス感染症は、拡大と縮小を繰り返しており、未だ収束の見通しがたっていない状況である。

影響が長期化する中、外食やインバウンド等の需要減少により、米や水産物の一部は依然として影響を受けていることから、農林水産物の消費拡大に向けた更なる販路開拓等の支援策を継続的に実施する必要がある。

【参考】国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業（令和3年度補正予算）



令和5年度 国の施策に対する重点提案・要望

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(7) 外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

外国人技能実習生等を受け入れる農林漁業者等への支援

【具体的な提案・要望内容】

農林漁業者等が、外国人技能実習生等を受け入れる際に、国による新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置に対応するための費用負担が生じていることから支援制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 本県には、令和3年10月末時点で2,731人の外国人技能実習生等が農林漁業者の下で技能を学ぶなどしながら生産に携わっており、全国的に見ても多くの外国人技能実習生等が活躍している。
また、労働力が不足する中、外国人材は本県の労働力において必要な人材ともなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人技能実習生等が日本に入国する際、国による防疫上の措置のため、入国後の待機などを行うことが必要となり、この対応に要する宿泊費等の費用は、受入側の農林漁業者等が負担している。
- 防疫上の措置は今後も継続して見込まれることから、受け入れる農林漁業者等の負担を軽減し、引き続き外国人技能実習生等を受け入れられるよう、国の支援制度の創設が求められる。

【参考：千葉県における農林水産業に関する外国人技能実習生等受入状況】

	受入人数	主な受入地域	主な受入業種・漁業種類
水産業	173人	銚子市～館山市	まき網漁業、沖合底びき網漁業
農業、林業	2,558人	海匝地域、山武地域	露地・施設野菜、畜産

※受入人数はいずれも令和3年10月末現在 千葉労働局資料

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県内唯一の未開通区間である大栄から横芝間について、令和6年度の開通に向け、確実に事業を進めること。
- 2 県境から大栄間の4車線化について、令和6年度までの供用に向け、確実に事業を進めること。また、横芝・木更津東間については、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させること。特に事業化されている横芝・東金間については一日も早く4車線化工事に着手すること。
- 3 (仮称)かずさインターチェンジの早期整備を図るとともに、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。
- 4 神崎パーキングエリア(仮称)の令和6年度までの供用に向け、確実に整備を進めること。また、山武パーキングエリア(仮称)については、早期供用を図ること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、アクアラインと一体となって首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、国際競争力の強化や国土強靱化を図るとともに、地方創生と地域経済の活性化を実現していく上で、大変重要な道路である。
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和6年度の開通に向け、(仮称)芝山トンネルや大栄ジャンクション

の橋梁工事に着手するなど、確実に事業が進められているところである。

- 本県の圏央道の大部分の区間が暫定２車線で供用されていることから、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応などに課題があり、ネットワークの機能拡充による生産性の向上等に加えて、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に４車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。
- （仮称）かずさインターチェンジ及び銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や４車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。
- 圏央道の千葉県区間における休憩施設については、令和２年６月１８日に開催した、国、県、高速道路会社で構成する「第２回 圏央道（千葉県区間）休憩施設調整会議」で、神崎パーキングエリア（仮称）は、圏央道の４車線化に併せて早期供用を目指すこと、山武パーキングエリア（仮称）は、圏央道（大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣ）の開通を踏まえた早期供用を目指すことを確認したところである。今後、高速道路を安全で快適に利用するためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 北千葉道路は、令和3年度に事業着手された市川・松戸の早期整備を図るとともに、市川市から船橋市間全区間の早期事業化を図ること。また、専用部は直轄事業と有料事業の合併施行とすること。
- 2 印西市から成田市間は、早期開通に向け十分な予算を確保するとともに、直轄施行区間については、引き続き4車線での整備を図ること。
- 3 国道464号の全線の直轄編入を図ること。

【直面している課題・背景】

- 国道464号北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路であり、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、地方創生と国土強靱化を実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約15kmは、専用部については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認され、市川・松戸の専用部1.9km、一般部3.5kmについて、国の新規事業として令和3年度に事業着手され測量などが進められている。北千葉道路の重要性を鑑みると、事業着手された区間を早期に整備するとともに、市川市から船橋市間全区間を速やかに事業化していく必要がある。
- 印西市～成田市間の13.5kmについては、国と分担して整備を進めている。印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが開通しており、残る成田市押畑から大山間約3.7kmについて、早期開通に向けて県が整備を推進している。開通している区間については、大部分が暫定2車線となっており、今後成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、4車線での整備を図る必要がある。